

西東京市子育て・子育てワイワイプラン

(西東京市次世代育成支援行動計画)

後期 (平成22年度～26年度)

平成22年3月

西東京市

はじめに

西東京市には今までふたつの「子育てと子育て」に関する計画がありました。ひとつは平成16年2月に策定した「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（西東京市子育て支援計画）です。ワイワイプランは平成16年度から平成25年度の10年間に亘る西東京市における子どもの育ちと子育て家庭に対する支援の基本理念及び基本方針を定めた計画です。もうひとつは、国が定めた次世代育成支援対策推進法によって策定を義務付けられた、平成17年度から平成26年度までの「西東京市次世代育成支援行動計画」です。この計画は「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市子育て支援計画）」をもとにして、理念や施策に齟齬のないように配慮し、国の計画である次世代育成支援行動計画の形につくりあげ、実施してきました。

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市子育て支援計画）」は、社会情勢の変化などに対応するため3年毎の見直しを行うこととし、平成18年度に見直しを実施しました。

この見直しにあたっては、西東京市子ども福祉審議会に対して諮問をおこなうとともに、西東京市青少年問題協議会にもご議論をお願いし、また各層の市民懇談会を実施し、多くの提言やご意見ご要望をいただきました。

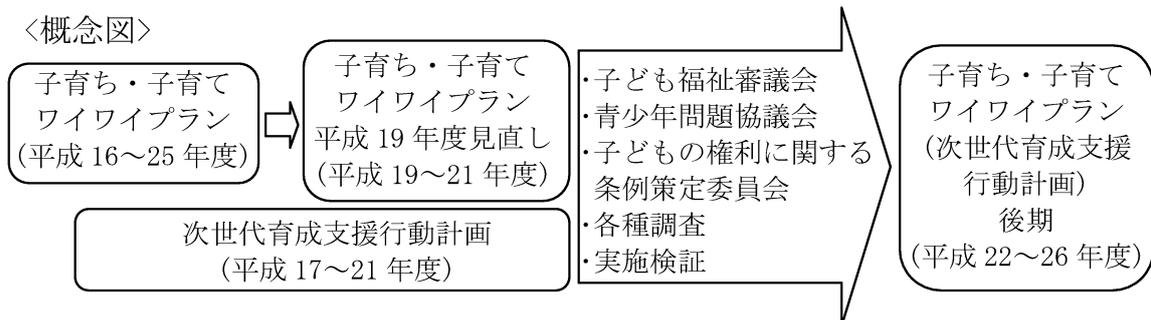
このたび、次世代育成支援行動計画の中間年として後期計画の見直しをするにあたり、2つの計画の内容がほぼ同じであることから、これを期に計画を統合して1つの計画とすることが望ましいと判断し、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（次世代育成支援行動計画）・後期」とすることにしました。

この計画は後期計画であることから、「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」と「西東京市次世代育成支援行動計画」の基本理念や基本方針を引き継ぎながら、市が力を注いできた青少年支援事業と子どもの権利に関する条例策定における調査や議論、国から求められ次世代育成支援後期行動計画策定のために実施した調査と前期計画の実施検証をふまえて作り出したものです。

現在の子どもたちや子育て家庭を取り巻く課題に対応し、多くの市民の皆様や事業者の皆様との協働により、「子どもにやさしいまちづくり」を推進してまいります。

西東京市

<概念図>



目 次

1章 基本的な考え方	
(1) 計画の基本理念及び基本方針.....	3
1 基本理念.....	3
2 基本方針.....	5
(2) 計画の概要.....	7
1 計画の対象者.....	7
2 計画の対象期間.....	7
2章 計画の推進体制	
(1) 計画の推進体制.....	11
(2) 市民参加による継続的な取り組みの推進.....	11
(3) 評価推進体制の充実.....	11
3章 施策	
(1) 計画の体系.....	15
(2) 後期計画における重点的な取り組みについて.....	16
(3) 施策の内容.....	22
1 子ども参加.....	22
1-1 子どもの権利の尊重.....	24
1-2 子ども自身の参画への支援.....	29
2 おとなになることを支える.....	38
2-1 心身の自立.....	39
2-2 経済的自立.....	41
2-3 親役割を理解する.....	42
2-4 他者を援助する力.....	43
2-5 地域への参加.....	44
3 子育て家庭の支え合い.....	45
3-1 子育て意識.....	46
3-2 子育ての支え合い.....	48
4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援.....	54
4-1 子どもと家庭の支援.....	57
4-2 保健・医療.....	66
4-3 教育.....	69
4-4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり.....	71
資料	
西東京市子ども福祉審議会委員名簿.....	75
計画見直しの経過.....	76
用語解説.....	78
目標事業量	87

1 章 基本的な考え方

1 章 基本的な考え方

(1) 計画の基本理念及び基本方針

4つの「基本理念」と4つの「基本方針」にもとづき、子どもの育ち、子育て支援に関する施策や事業を総合的に推進します。

1 基本理念

基本理念1 「子どもの権利の実現」

児童の権利条約^{注)}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。

基本理念2 「すべての子どもと親への支援」

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援を推進することを基本にします。

^{注)} 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2009年12月現在で193の国と地域が締結している。

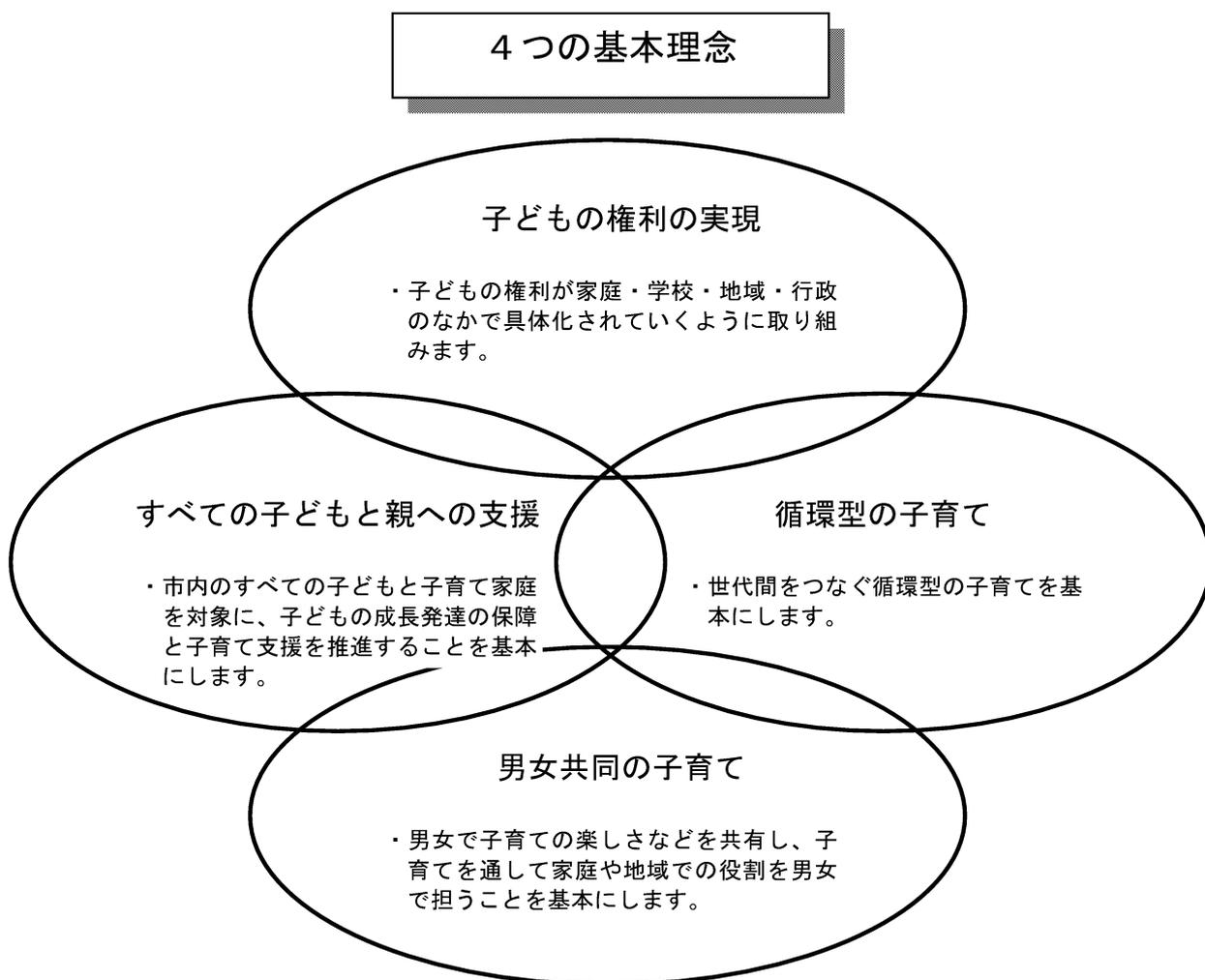
基本理念3「男女共同の子育て」

子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての楽しさなどを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

基本理念4「循環型の子育て」

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。子育ては時代をつなぐ希望です。

子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。



2 基本方針

基本方針1「子ども参加」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくりと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

基本方針2「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。

基本方針3「子育て家庭の支え合い」

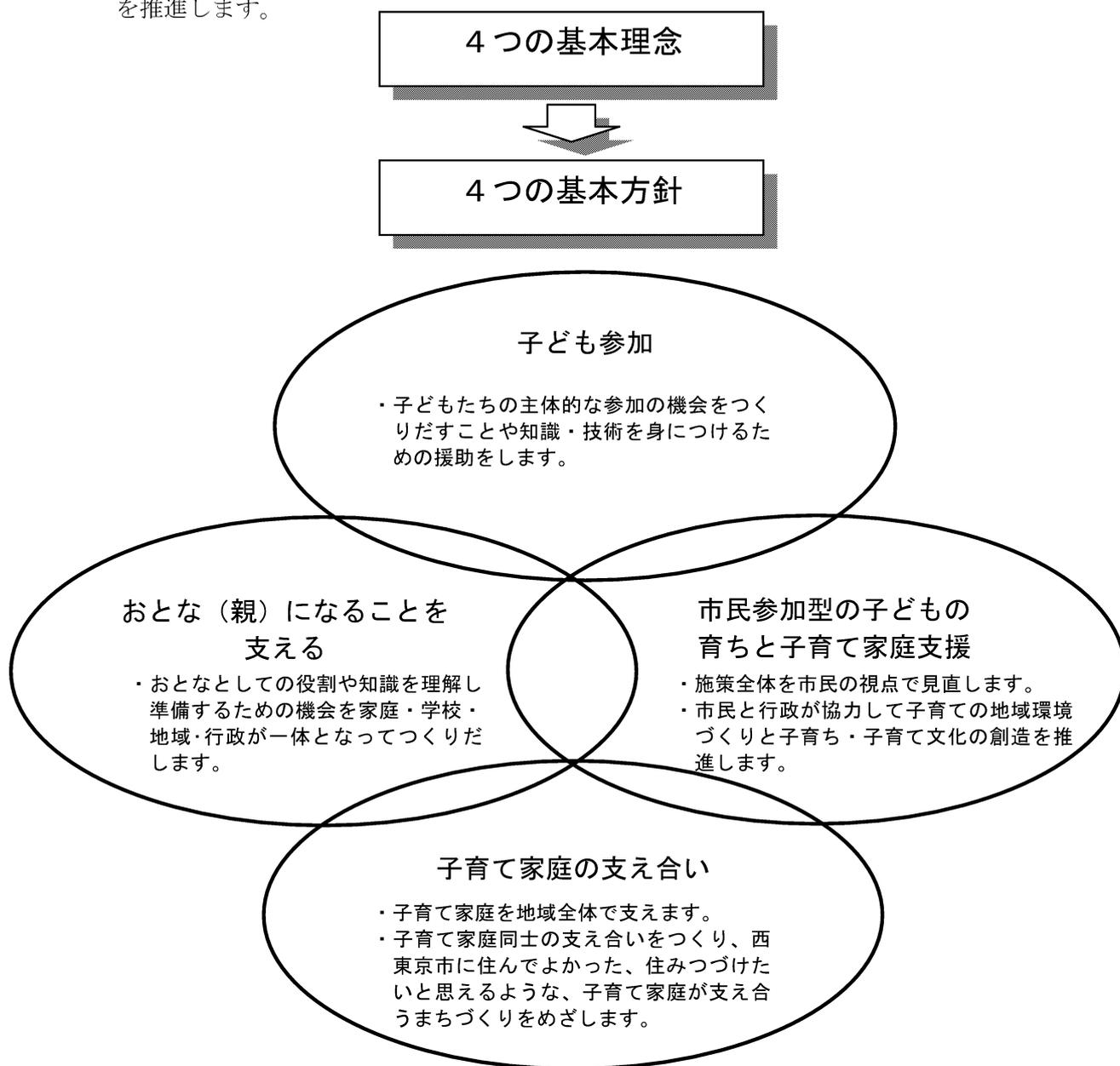
子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。子育て家庭が孤立すると、親にも子どもにもさまざまな問題が起きてきます。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるような、子育て家庭が支え合うまちづくりをめざします。

基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、ひとつの家庭だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協力して子育ての地域環境づくりと子育て・子育て^{注)}文化の創造を推進します。



注) 子育て・子育て:「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。

(2) 計画の概要

1. 計画の対象者

「子育て・子育てワイワイプラン(次世代育成支援行動計画)・後期」の対象は、西東京市に在住する0歳～18歳未満の子ども及び子どもに関わる市民とします。

ただし、取り組みの内容または必要により概ね20歳台前半の若者も対象とします。

2. 計画の対象期間

「子育て・子育てワイワイプラン(次世代育成支援行動計画)・後期」の計画期間は、平成22年度から平成26年度までを対象としています。

平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
西暦 2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
西東京市 基本構想・基本計画										
						後期基本計画				
子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)										
前期(3年)			中期(3年)			後期(4+1年)				
次世代育成支援行動計画 (前期5年)					次世代育成支援行動計画 (後期5年)					

2章 計画の推進体制

2章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

「子育て・子育てワイワイプラン」に掲げる基本理念を着実に実現していくためには、定期的に計画事業の進捗確認や、事業評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのために、学識経験者の参加により設置している「子ども福祉審議会」のほか、子育て中の市民や地域の子育て支援に関わる関係者が参加する協議会を設置し、市民と行政とが一体となった計画の推進と評価を行うことを検討します。

さらに、一方の当事者である子どもの意見や提案を聞く場を設けるとともに、制度化に向けた検討を行います。

また、計画に基づく庁内各部署における取り組みの実施にあたっては、連携・協力体制を強化し、総合的な推進を図ります。

(2) 市民参加による継続的な取り組みの推進

西東京市は人口流動が多く、市民に対する継続的な取り組みが必要です。そのためには、市民、NPO^{注1)}、地域事業者など地域社会における様々な人々とのパートナーシップや協力を得て進めることが肝心です。市民や地域が継続的に取り組めるしくみづくり、たとえば、支援者のグループ化、NPOなどへの組織化、活動の事業基盤の強化などを図る取り組みを進めます。

また、子育て支援事業は、市民や保護者の主体的な参加を得て様々な子育て支援事業を進めることが重要です。地域の子育て支援の取り組みに、市民の皆さんの主体的な参加を得ることにより、保護者の居場所や仲間作りを推進し、「楽しい子育て」を通じた地域の活性化とコミュニティ活動の醸成を図ります。

(3) 評価推進体制の充実

子ども福祉審議会を中心に、西東京市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業を、計画の理念と照らし合わせて定期的に評価していきます。

注1) NPO: Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。

3章 施策

3章 施策

(1) 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
子どもの権利の実現	1 子ども参加	1-1 子どもの権利の尊重	1-1-1 子どもの権利 1-1-2 子どもの生活支援 1-1-3 子どもの救済
		1-2 子ども自身の参画への支援	1-2-1 子どもを支える地域のシステム 1-2-2 集う・遊ぶ・学ぶ 1-2-3 子どもと情報
すべての子どもと親への支援	2 おとなになることを支える	2-1 心身の自立	
		2-2 経済的自立	
男女共同の子育て	3 子育て家庭の支え合い	2-3 親役割を理解する	
		2-4 他者を援助する力	
循環型の子育て	4 市民参加型の子育てと子育て家庭支援	2-5 地域への参加	
		3-1 子育て意識	
		3-2 子育ての支え合い	3-2-1 子育ての支え合い意識 3-2-2 子育てに関する支え合いの状況 (1) 学習の機会 (2) 交流 (3) 相談 (4) 情報
		4-1 子どもと家庭の支援	4-1-1 子育て期の支援 4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援 4-1-4 ひとり親家庭の支援
		4-2 保健・医療	4-2-1 母子保健体制の整備・充実 4-2-2 医療
		4-3 教育	
		4-4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり	

(2) 後期計画(平成22年度から平成26年度)における 重点的な取組みについて

※ <新規> とあるものは、本計画で新しく重点的な取組みとした施策です。

子どもの権利・子ども参加

1 子どもの権利に関する条例の策定と子どもオンブズパーソンの 具体的検討

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現し、「子どもにやさしいまちづくり」を実現するための計画や施策・事業を推進していく基本理念となる「子どもの権利に関する条例」を市民・子ども参加で策定します。条例策定にあたっては、子どもへの権利侵害について相談を受け、救済や回復につなげる機関として、子どもオンブズパーソン制度の具体的な検討をおこないます。

【施策：1-1-1-1, 1-1-3-1】

2 子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の 充実

児童館などでは子どもの主体的な参加により、行事・事業が実施されていますが、市全体ではまだまだ十分といえません。市が実施する子育て支援事業、子ども支援事業の企画・運営に関する市民参加・子ども参加（子どもの意見を聞き、反映させるしくみ）を充実する取組みを進めます。

- ◇ 子育て支援事業における市民参加・子ども参加型事業展開を進めます。
- ◇ 公園などの遊び場の設置・改善を子どもが中心となって企画などを行う子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場を地域につくります。
- ◇ 市民参加・子ども参加を促すファシリテーターを地域で育成し、取り組みを支えます。

【施策：1-2-1-1, 1-2-1-3, 1-2-1-13, 1-2-2-1~4, 1-2-3-1】

3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの 居場所の充実

- ◇ 児童館の再編成、機能充実
児童館を機能別に再編成し、中高生を含む子どもたちの需要に合わせて施設整備を行うとともに、民間活力を導入した事業展開を進めます。
- ◇ 学校施設と地域の人材資源を活用した放課後活動の充実
現行の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館等の事業ごとの連携を図り、地域の青少年育成会、関連団体や地域の市民の参加を得て、小学校施設を活用

した放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」を、国の「放課後子どもプラン^{注1}」を視野に入れながら検討・実施します。

また、同様に中学校を活用した中学生対象の放課後活動の場について検討を進めます。

- ◇ 西東京市の環境のなかでの自然遊び場（プレイパーク）の設置を検討します。
- ◇ 「遊びの学校」やプレイパークにおいて、子どもの遊び・活動を支えるプレイリーダーの育成を進めます。

【施策：1-1-2-1, 1-2-1-2, 1-2-1-6, 1-2-2-5～6, 3-2-2-(1)-1, 3-2-2-(2)-1, 4-1-1-5, 4-4-1～2】

4 子どもと情報に関する取組みの推進 <新規>

子どもを取り巻く情報が氾濫している中、適切な情報を子どもたちが選び取る・子どもたちに届ける／子どもが発信する方策を子どもとともに検討し、整備します。

- ◇ 子どもを有害情報から保護する方策を検討します。
- ◇ 子どもに提供する情報の内容を充実させます。
- ◇ 子どもと青少年が各年齢層に見合った方法で必要な情報に適切にアクセスし、発信できるしくみを、インターネットを活用しながら整備します。
- ◇ 日本語を母語としない子どもや障害のある子どもがアクセスしやすい工夫をします。

【施策：1-2-3-2, 1-2-3-1～6, 4-1-3-3】

5 子どもと子育て家庭支援施策に関する評価推進体制の充実 <新規>

西東京市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業について、計画の理念と照らし合わせて定期的に評価し、質を向上するためのしくみについて、子ども福祉審議会を中心に検討を進めます。

【施策：4-4-16】

おとなになることを支える子育て支援

6 青少年支援の充実

- ◇ 居場所、活動場所の支援
市民活動の場である公共施設の運営にあたっては、青少年の参加を得て利用ルール等の検討をおこない、青少年が利用しやすいしくみを検討し、青少年の居場所・活動場所の充実を図ります。

注1) 放課後子どもプラン：「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）と、「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプラン。

◇ ニート^{注1)}、若年親への支援

青少年が自立したおとなになっていく過程の取り組みとして、就労意識の向上や若年妊娠者・若年親への支援、児童養護施設等退所後の地域支援を充実します。支援対象は、児童福祉法に規定する児童（18歳未満）に限ることなく20歳代前半程度までを対象とし、取り組みを進めます。また、青少年の現状について保護者を対象とした相談や啓発事業を実施します。

【施策：1-1-2-2, 2-1-1, 2-1-4】

7 「青少年が育つまち」の実現 <新規>

青少年をとりまく環境が急激に変化し、青少年の抱える問題がこれまでよりも多面的で複雑化しています。青少年が自ら成長しようとする育つ力の支援や育つ環境の整備をすることなどを通して、地域社会全体で青少年を見守り、支えています。

◇ 青少年の日の設定

市民全体があらためて青少年を意識する日として「青少年の日」を設定します。「青少年の日」には青少年が中心となって企画・運営するイベント等を実施します。

◇ しゃべる場の設定

青少年自身が普段自分の感じていることや考えを表現する場としての「青少年のしゃべる場」を設定します。

◇ 見守り、支援する側の連携の強化

青少年の育ちに最も影響を与えるのは周囲の環境（家庭、学校、地域、行政）です。このことをしっかりと自覚し、街ぐるみで青少年の育ちを見守り、支援していくために、家庭、学校、地域、行政が連携を強めます。

【施策：2-1-5～7】

子育て力向上のための支援

8 子育て力向上のための取り組みの推進

子どもが生まれたからといってそれだけで、親としての力が十分であるわけではありません。一方で、親になったばかりだからといって、何の力もないわけでもありません。親も成長し続ける存在であり、子どもと一緒に暮らすなかで、自分自身をふりかえりながら親としての力をつけていくという視点に立ち、先輩パパ・ママや同年代の親との交流・学びをはじめ、親がもっている力をひきだしていくような子育て力向上支援を、身近な子育て支援機関において積極的に進めます。

【施策：2-3-1, 3-1-1, 3-1-3, 3-2-2-(3)-3, 3-2-2-(4)-4】

注1) ニート：Not in Employment, Education or Training の略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしなことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。

9 子育て情報化の推進・充実

◇ 子育て情報提供の充実

行政や市民団体の各部署に散在するあらゆる子育て支援に関する情報を集約して提供する一元的なしくみを検討し、それぞれの取り組みの連携が促進され、市民に有効に活用される情報提供を進めます。また、インターネットを活用し子育て情報ポータルサイトの設置を検討します。また、エフエム西東京や地域のコミュニティ誌（紙）等の地域のメディアとの協働による情報提供についても検討を進めます。

◇ ITネットワークを活用した子育て市民の相互交流活動の活性化支援

子育てに関する地域の力を育成・活性化するために、仕事に追われて忙しい父親や共働きの親のコミュニケーション手段として、インターネット等を活用した子育て家庭の交流や活動、議論のしくみを構築します。

◇ 日本語を母語としない子ども・保護者の言語と文化を尊重し、NPOや市民の協力を得ながら、アクセスしやすい情報提供につとめます。

【施策：3-2-2-(3)-1, 3-2-2-(4)-1, 4-1-1-6】

10 食育に関する取り組みの推進

◇ 家庭における食育の取組みの推進

教育委員会や学校と連携し、子どもや保護者に対して地場食材を活用した料理講座等さまざまな学習・啓発の機会を設定し、家庭における日常の食生活に食育を取り入れる取組みを進めます。

【施策：3-1-1～2】

市民参加による地域型子ども家庭・子育て・子育て支援

11 「子ども総合支援センター^{注1)}」の充実

子育て・子育て支援の拠点（ハブ的機能）として、要保護及び要支援の児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク^{注2)}を通して、必要な支援の総合的コーディネートを実施します。相談員、支援コーディネーターには、専門スタッフを配置し相談支援の強化を図ります。

「要保護児童対策地域協議会」においては、虐待をはじめ地域の要保護児童等の早期発見や適切な支援・保護を行うために、関係行政機関や地域の医師会、民生委員・児童委員等との情報共有や連携（ネットワーク）を強化・充実するとともに、基幹型保

注1) 子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市の子育て・子育て支援の拠点となる。

注2) ソーシャルワーク：社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。

育園（地域子育て支援センター^{注3)}）を中心とする地域ブロックと協力して虐待防止に関する取り組みを充実します。

【施策：1-1-3-2, 3-2-2-(2)-2, 4-1-1-1, 4-1-2-1】

1.2 基幹型保育園（地域子育て支援センター）を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部（福祉・保健・教育）の調整・連携の強化、地域資源の活用

子どもや子育て家庭の抱える問題に対して予防や問題解決・回復のために、地域の児童福祉施設（保育園、児童館）、学校、幼稚園などの教育機関、その他市民の協力を得て、地域ごとに、すべての子どもと子育て家庭に対する支援を切れ目なく行うしくみづくりを進めます。特に、子どもに関する行政内部の調整・連携の強化をめざし、各部署の課題を共有し、また、子どもや子育てを支援するスタッフの組織化と力量形成によって質の向上を目指します。

【施策：4-1-1-2～4】

1.3 保育支援の拡充 <新規>

保育園の入園待機児を解消するために、認可保育所に加え、認証保育所等の積極的な拡充を図り、幼稚園の預かり保育の推進等について検討します。また、保育の質の確保に努め、多様な保育ニーズに配慮した総合的保育制度を目指します。在宅児支援としての一時的保育事業の充実を図ります。

子育て不安解消のための支援事業を充実させる中で、市民やNPO組織等の活用も検討します。

【施策：4-1-1-8～11, 4-1-1-17～20】

1.4 障害児に対する乳幼児期からの成長過程に応じた切れ目ないトータル支援体制の構築と制度改善

- ◇ 支援コーディネーター（専門相談員）の設置
子ども総合支援センターにスタッフを配置し、医療、福祉、教育の連携を図ったトータル相談（コーディネート支援）を実施します。
- ◇ 地域で育つことを基本にした取り組み
乳幼児期から学齢期まで、地域の保育園や幼稚園、児童館等において、地域の中で育つしくみを構築します。また、学校との十分な連携による横断的・縦断的な支援を進めます。
- ◇ 制度改善
支援コーディネーター（専門相談員）による相談や地域での取り組みから生じた課題をもとに、制度改善をめざします

【施策：4-1-2-3～14】

注3) 地域子育て支援センター：地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。

15 母子保健と保育、子育て支援の連携強化

妊娠・出産から子育て期まで、若年妊娠、子育て不安、小児疾患、障害、養育力不足、児童虐待などの支援を必要とする児童および家庭に対して早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、母子保健と子ども家庭支援の連携強化を進めます。また、支援を必要とする家庭に対する訪問型支援を進めます。

【施策：3-2-2-(3)-3, 4-1-2-2, 4-2-1-1~6】

16 子どもの防災防犯安全の確保

災害時における子どもと子育て家庭への支援や、安全確保のために小学校区を地域単位とした見守り活動組織化を進め、地域住民と子ども自身による通学路の安全点検や子どもにやさしいまちづくりの検討を進めます。

【施策：1-2-1-4~5, 4-4-4~5】

(3) 施策の内容

1 子ども参加

1. 子ども参加

1-1子どもの権利の尊重

1-1-1 子どもの権利

<施策>

1	子どもの権利に関する条例の策定	25ページ
2	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	25ページ
3	人としての権利を尊重する教育の推進	25ページ

1-1-2 子どもの生活支援

<施策>

1	児童館の再編成と機能の充実	26ページ
2	青少年センター機能の整備	26ページ
3	家庭教育支援事業の推進	26ページ

1-1-3 子どもの救済

<施策>

1	オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救済システム）の具体的検討	27ページ
2	要保護児童対策地域協議会の活用	27ページ
3	虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討	27ページ
4	里親制度（養育家庭）の推進	27ページ
5	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	28ページ
6	地域アドバイザーの小学校への派遣の充実と連携の強化	28ページ
7	スキップ教室（適応指導教室）の充実	28ページ
8	子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討	28ページ
9	子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進	28ページ

1-2子ども自身の参画への支援

1-2-1 子どもを支える地域のシステム

<施策>

1	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	30ページ
2	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	30ページ
3	子ども調査の推進	30ページ
4	防犯対策の充実	30ページ
5	子どもと子育て家庭の防災防犯安全事業の推進	31ページ
6	プレイリーダーの養成と活用	31ページ
7	農業体験の拡充	31ページ
8	青少年育成会への支援の充実	31ページ
9	地域の子育て協議会の設置	31ページ
10	子育ての仲間作り、子育てNPO・グループ等の支援の充実	32ページ
11	地域通貨の活用の検討	32ページ
12	地域の人材発掘・活用の推進	32ページ
13	ファシリテーターの養成と活用	32ページ

1-2-2 集う・遊ぶ・学ぶ

<施策>

1	子どもの公共施設利用促進の方法の検討	34ページ
2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲）	34ページ
3	子ども参加型ですすめる遊び場づくりの推進	34ページ
4	子ども参画による生涯学習事業の推進	34ページ
5	児童館の再編成と機能の充実（再掲）	34ページ
6	「遊びの学校」事業の検討・実施	34ページ

7	屋外の遊び場の充実	34ページ
8	プレイリーダーの養成と活用（再掲）	34ページ
9	中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討	34ページ
10	屋内の居場所の充実	35ページ
11	各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進	35ページ
12	出前児童館の充実	35ページ
13	音楽練習室等活用の推進	35ページ
14	図書館の子どもスペースの充実	35ページ
15	図書館利用者交流会の検討	35ページ
16	読み聞かせリーダー育成事業の推進	35ページ
17	農業体験の拡充（再掲）	35ページ
18	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	35ページ
19	地域活動体験の拡充	35ページ
20	ものづくり体験の拡充	36ページ
21	各国の子どもが集える事業の検討	36ページ
22	青少年海外派遣事業の検討	36ページ
23	身近にボール遊びのできる場所の検討	36ページ
24	おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併設の検討	36ページ
25	「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	36ページ

1-2-3 子どもと情報

<施策>

1	子ども参画による広報紙づくりの検討	37ページ
2	市報や市のホームページの子ども向け情報の充実	37ページ
3	子ども向け情報提供方法の検討	37ページ
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進	37ページ
5	すべての子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	37ページ
6	有害情報からの子どもの保護	37ページ

1-1 子どもの権利の尊重

平成元年（1989年）11月に国連が採択した「児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」とします。）」は、日本でも平成6年（1994年）に批准されました。「子どもの権利条約」には、子どもの権利の一般原則とされていることが4つあります。

- ・差別の禁止（第2条）
- ・子どもの最善の利益（第3条）
- ・生命への権利（第6条）
- ・意見表明権（第12条）（いずれもユニセフ訳）

子どもの権利の一般原則のなかでも、特に「意見表明権（第12条）」は子どもの権利の土台とされている権利です。

計画の作成段階でも、子どもの意見表明・子ども参加を念頭においています。後期計画作成の際には、今の子どもたちの現状を知り、一層の実効性ある計画にするため、アンケート調査のほか子どもたちの居場所に出向いて子どもの意見のヒアリングをおこなうなど、様々な子どもたちの意見を聴いています。

後期計画では、子どもの権利に関する啓発をさらに進めながら、あらゆる場面で子どもの権利が保障されるよう市としてしくみを整えるため、子どもの権利に関する条例の策定に取り組みます。条例のなかでは、子どもオンブズパーソンについて具体的に検討していきます。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

（日本ユニセフ協会ホームページから抜粋）

1-1-1 子どもの権利

子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持ったひとりの人間です。子どもにとって権利は、人間としての尊厳を持って、自分を自分として実現し、自分らしく生きていくうえで不可欠なものであるといえます。子どもはその権利が保障されるなかで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。また、子どもの権利について学ぶことや行使することによって、子どもたちは権利について認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利が尊重される力を身につけることができます。

子どもがひとりの人間として生きていくうえで、必要な権利が保障されるために、市民参加・子ども参加により、「子どもの権利に関する条例」を策定します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-1	子どもの権利に関する条例の策定 子どもの視点に立ち、子ども一人ひとりの最善の生き方を地域で実現することの基本となる「子どもの権利に関する条例」を策定する。 子どもの権利に関する条例策定委員会と引き続き連携しながら、条例策定に向けて市民の関心を高めるための広報活動をすすめていく。	継続	子育て支援課
2	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実 市報やホームページ等を通じて、子どもの権利擁護についての啓発を行う。 子どもが参加できる機会や時期をとらえ、子どもの権利について理解を深めるために、子どもの権利に関する条例策定に向けた取組みと連携しながら、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及び子どもの権利に関する条例の啓発活動を充実する。同時に、子どもの権利について、職員・教員や市民への研修会の開催、情報提供及び広報活動に努める。	継続	子育て支援課 教育指導課
3	人としての権利を尊重する教育の推進 外国人や障害者・高齢者など、お互いの違いを認め合う意識を育む教育の推進と、すべての教育活動を通じた人権・障害者理解の取り組みを地域や学校で推進する。 関係部署の連携を強化し、各学校に中核となる教員を育成する研修実施等を推進していく。 (再掲)4-3	継続	文化振興課 協働コミュニティ課 教育指導課

1-1-2 子どもの生活支援

西東京市の子どもたちは、多くが放課後や休日の遊ぶ場所として自分の家や友達の家などを挙げています。子どもの遊びの支援とともに遊ぶ場の整備が必要であると考えられます。子どもたちの年齢、目的、行動範囲を考え、身近な場所に屋内・屋外ともに安全にいられる居場所（遊び場）を、子ども参加のなかで充実していきます。

西東京市には13箇所の児童館があり、地域の子どもや多くの子育て家庭に利用されています。後期計画では、より多様なニーズに応えていくため、児童館を機能別に再編成し、子ども自身からの相談など子育て支援に対応する機能を充実するとともに、より魅力ある事業展開をすすめます。また、児童館事業の運営に関しては、機能別児童館の特性に合わせ、積極的に地域力の活用を図っていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-3	児童館の再編成と機能の充実 施設の建替えや改修を計画的にすすめる。 児童館を、乳幼児・障害児・中高生等の多様なニーズに応えていくため、地域や役割ごとに機能を特化・充実させ、夜間や休日にも利用できるなど、魅力ある児童館へ再編成していく。 同時に、運営方法についても子ども参加を推進したり、民間活力を導入する。子ども自身からの相談を受け止める児童館としての特性を十分に活かし、相談事業をより一層推進していく。 <i>(再掲)1-2-2、4-1-1、4-4</i>	継続	児童青少年課
2 重-6	青少年センター機能の整備 児童館の再編成のなかで、中高生や青少年の居場所施設としての青少年センター機能を付加した特化型児童館を整備していく。 青少年自身の企画・運営への参加を検討するとともに、青少年の学校外活動の情報収集、情報提供、子どもに関する相談活動等を行い、インターネット等を利用して活動の情報を提供する。	継続	児童青少年課
3	家庭教育支援事業の推進 親自身が親役割を理解し、主体的に家庭教育に取り組んでいく力をつけていけるよう、学校・保育園・幼稚園・児童館・学童クラブ・公民館等が連携し、家庭教育支援事業に取り組む。 また、家庭の教育力を高める方策の一つとして、家族それぞれが多様な形で参画可能な事業展開を推進する。 <i>(再掲)3-2-2</i>	継続	子ども家庭支援センター 保育課 児童青少年課 健康課 公民館

1-1-3 子どもの救済

すべての子どもが人間として尊重される社会を実現することは子どもに対するおとなの責務であり、次代を担う子どもの人権を尊重することは社会の発展に不可欠な要件であると考えられます。ところが、子どもたちは、家庭、学校、地域など、様々な場所であつらい思いをすることがあり、誰にも相談できずがまんしたり、何もできないでいる場合があります。そこで子どもの権利の侵害に対して適切にかつ具体的な救済をすすめることが必要です。

西東京市ではそれぞれの子どもの権利を尊重し確保するために、問題を抱えている子どもが救済され、回復するための支援システム、例えば、子どもの身近な場所でいつでも安心して相談できる相談体制、地域の子どもの支援関係機関、関係市民等のネットワークの充実を図る要保護児童対策地域協議会の運営、子ども自身が問題を解決する力を身に付けるための学習機会などを充実していきます。また、いじめや子どもの権利侵害からの救済や回復を図るため、子どもオンブズパーソンを具体的に検討します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-1	オンブズパーソン制度（いじめなどからの子ども救済システム）の具体的検討 いじめや不登校など、何らかの問題に遭遇した子どもたちからの相談が身近な場所でいつでも安心してできるよう相談体制を充実させる。 子どもの権利侵害に対して相談を受け、権利侵害があった場合に実態の調査・勧告・提言の権限を持って子どもに寄り添った対応をするため、子ども自身が相談できる子どもオンブズパーソンを具体的に検討する。	継続	子育て支援課
2 重 -11	要保護児童対策地域協議会の活用 要保護児童対策地域協議会の一環としての「実務者会議」を充実させ、ブロックごとに要保護児童等への支援が提供できるしくみを整備していく。 虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるよう、関係機関のネットワークを強化していく。	継続	子ども家庭支援センター
3	虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討 虐待や虐待の再発を防止するため、親を対象とした学習の機会等を充実させる。	継続	子ども家庭支援センター
4	里親制度（養育家庭）^{注1}の推進 その役割や拡充が一層求められる傾向にある養育家庭・里親制度について広報・啓発をさらにすすめるため、関係部署との連携協力を努める。	継続	子ども家庭支援センター

注1) 里親制度（養育家庭）：保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
5	スクールカウンセラー^{注1)}派遣の充実と連携の強化 中学校には、東京都のスクールカウンセラーが配置されているが、同様に小学校にも配置されるよう東京都に要請していく。また、小学校に派遣している心理カウンセラーとの連携を強化し、連絡会を開催するなど、いじめや不登校等の問題に対応する体制づくりを一層推進する。 <i>(再掲)4-3</i>	継続	教育支援課
6	地域アドバイザーの活動支援と連携の強化 小学校や児童館などで活動している心の東京革命推進協議会地域アドバイザーとの連携を強化し、活動の支援を推進する。	継続	児童青少年課
7	スキップ教室（適応指導教室）^{注2)}の充実 いじめや情緒的混乱、学業不振等により不登校になっている子どものためのスキップ教室（適応指導教室）を充実し、学習支援や学校生活復帰への援助を在籍学校と連携して行う。入室児童・生徒数の増加に対応するため、教員・教室の整備等を長期的展望に基づいて推進する。	継続	教育支援課
8	子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討 子どものための相談窓口について子どもからの認知度があがるように広報活動を強化する。子どもが相談しやすい方法を探るため、電話・インターネットで相談できる体制を検討する。	継続	子ども家庭支援センター 関係各課
9	子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進 子どもが犯罪の被害者にならないように、子ども自身が暴力から自分の身を守ることを学習するプログラムの実施を推進する。	継続	子育て支援課 関係各課

注1) スクールカウンセラー：いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。

注2) スキップ教室（適応指導教室）：不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習（復習が中心）、自主活動（スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など）を行う。

1-2 子ども自身の参画への支援

子どもたちはひとりの人間であり、市民のひとりでもあります。子どももおとなの市民と同様に社会の担い手として、子どもに社会が開かれていることが必要です。ところが現実には子どもが社会に参加する(子どもの意見を聞き、反映させる)場面は非常に制限されています。

西東京市においては、現在のところ事業の企画・運営への子ども参加は十分とはいえません。後期計画では、子どもを対象とした事業や施設の企画・運営への子ども参加の充実を促進していきます。さらに、子どもが市政に対して市民として意見を表明できる場や機会を充実します。

1-2-1 子どもを支える地域のシステム

子どもたちが地域のなかで活発に行動していくためには、子どもたちが利用しやすい場づくりに地域のおとなたちが積極的に取り組んでいくことが大切です。そのような取り組みに子どもたち自身が企画・参加できるシステムを構築し、子どもの意見を聞く場や子どもたちがさまざまな体験をする機会を積極的に提供していきます。

また、プレイリーダー(子どもの遊びや活動の支援者)^{注1)}を育成する事業を引き続き検討し、地域で子どもの育ちを支えるしくみを市民参加型でつくります。

さらに、地域のおとな同士の関係を深めることが、子どもたちの育ちや地域の子育て力を高めるために重要であるという観点から、子育て中の親の情報交換やグループづくりを支援し、親同士のつながりを深めていきます。

注1) プレイリーダー：本来の意味は、プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をするおとなのこと。ここでは、プレイパークに限定せず、子どもの遊びを見守り、支援をするおとなのことをいう。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進 児童館や公民館、地区会館、いこいの森公園など、公共施設の事業企画・運営・利用への子ども参加や子どもだけで利用できる方法を検討し、子どもが遊びたくなるような遊び場について具体的に検討する。指定管理者に管理を委託している施設については、次期指定管理更新時期等に子どものための事業に関する提案を管理者に依頼することを検討する。 また、子どもの意見を聞く場として、子どもへのヒアリング、意見発表会、子ども議会などを具体的に検討する。 <i>(再掲) 1-2-2</i>	継続	児童青少年課 公民館 文化振興課 みどり公園課 子育て支援課 関係各課
2 重-3	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実 児童館事業として、親子で参加できる行事や企画を今後も継続し、充実する。	継続	児童青少年課
3 重-2	子ども調査の推進 子どもたちがいつも使う施設について、利用のしやすさや事業内容等を定期的に評価し、改善提案等をしていく子ども調査の継続と意見反映システムを、魅力ある施設づくりのための条件と位置付けて推進する。	継続	児童青少年課 図書館
4 重-16	防犯対策の充実 市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロール・下校時間における防犯パトロールの実施、民生委員 ^{注1)} ・児童委員 ^{注2)} 、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。 また、不審者情報のネットワークづくりをすすめ、市内の犯罪発生状況に応じた各種情報を発信・共有するしくみを構築する。 「できる人ができる時に・地域の目を光らせる見守り活動」を根付かせ、地域の防犯力を向上させることを通じて子どもへの見守りを強化する。 防犯講演会などの啓発活動を実施して、防犯意識の高揚を図る。 <i>(再掲) 4-4</i>	継続	児童青少年課 教育指導課 危機管理室 関係各課 (警察)

注1) 民生委員：社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合には相談にのり、市役所や関係機関と協力して手助けする。民生委員法にもとづき、委嘱されている。民生委員は、児童委員を兼務している。

注2) 児童委員：子育てや子どもに関する悩みごとや心配ごとなどの相談にのり、市役所や児童の関係機関と協力して手助けしている。児童福祉法にもとづき委嘱されている。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
5 重- 16	子どもと子育て家庭の防災防犯安全を確保する事業の推進 災害が発生した際に子どもと子育て家庭への支援を実施する体制を整備する。 子どもがふいに襲われたりしたときなどに逃げ込める家を公募し、ステッカーなどを貼ってもらい、子どもの避難所とする事業（子ども110番ピーポくんの家 ^{注1)} ）を引き続き推進すると同時に、ピーポくんの家活動に対する市民の理解を得るための啓発活動を実施する。 小学校区の地域単位に安全確保のための見守り活動の組織化を促進し、地域住民と子ども自身による通学路の安全点検活動を推進する。 <i>(再掲)4-4</i>	継続	児童青少年課 危機管理室
6 重-3	プレイリーダーの養成と活用 プレイリーダーの育成事業を実施する。また、小学校での「遊びの学校」事業や、地域の子どもの遊び支援グループなどに対する、プレイリーダー（子どもの遊びや活動の支援者）派遣事業を推進していく。また、中学生対象の遊びの事業を充実する。 <i>(再掲)1-2-2、3-2-2-(1)、4-4</i>	継続	児童青少年課 社会教育課
7	農業体験の拡充 市内農業者の協力により、イベント等を通じて、土とふれあいながら農家の人と一緒に作付けや収穫などを体験できる機会を拡充する。 <i>(再掲)1-2-2</i>	継続	産業振興課
8	青少年育成会^{注2)}への支援の充実 青少年育成会の活動支援とともに、相互の交流活動等を支援することで、子ども同士や親も含めた地域社会との関わりをより広く体験できるようにする。	継続	児童青少年課
9	地域の子育て協議会の設置 子育て家庭同士、さらには地域で子育てに関心を持っている人々をつなぐ「子育てグループの集い」を開催する等、地域のつながりを深める交流事業を検討する。	継続	子育て支援課

注1) 子ども110番ピーポくんの家：子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき、子どもの避難所として登録した家、店が保護する。西東京市の各小中学校PTA・保護者の会及び青少年育成会が中心となつてすすめている。

注2) 青少年育成会：青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
10	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実 市民協働推進センターと地域活動情報ステーションを核として、「子育てひろば ^{注1)} 」などから生まれた親子グループの自主的な活動の支援や、学童クラブの午前開放など、場所と情報の提供により、子育て中の親たちが気軽に集い、打ち合わせ、情報交換できる場づくりに努める。子育てサービスの提供機会を増やしその選択肢を広げるため、子育てNPOや子育てグループ等の活動環境を充実させる。 <i>(再掲)3-2-1</i>	継続	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 児童青少年課 保育課 (社会福祉協議会)
11	地域通貨^{注2)}の活用の検討 子どもたちが地域でのボランティア活動などを通じて社会参加できるしくみとして、地域通貨の活用を「産業振興マスタープラン」の策定内容と連携して検討する。	新規	産業振興課 子育て支援課
12	地域の人材発掘・活用の推進 子どもたちの地域での育ちを豊かなものにするため、さまざまな立場の市民が自分の経験や知識を生かして子どもたちに技や学びを伝えられるよう、地域人材の情報提供や、人材が活躍できる機会づくりを促進する。人材発掘と人材活用事業の推進を並行して実施し、都立高校との連携や小中学校対象の各種教室の開催等を引き続き実施する。 <i>(再掲)3-2-1、4-3</i>	継続	社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課
13 重-2	ファシリテーター^{注3)}の養成と活用 社会活動への子どもの参加を促進するために、ファシリテーターの育成事業を検討実施する。また、子どもの意見を取り入れ、参加を促進する場面へのファシリテーターの活用を検討していく。	新規	子育て支援課

注1) 子育てひろば：子ども家庭支援センターや児童館、保育園において子育て家庭へ集いの場を提供しながら子育て相談や子育てサークルの支援を行う。

注2) 地域通貨：市民の手で作出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。

注3) ファシリテーター：子どもとともに社会活動をおこないながら、子どもの意見を聞き取り、子どもを励まし、必要な知識や技術・方法を提示しながら、子どもの参加や意見表明を支援する役割を担う。単なる司会や進行役ではなく、子どもの意思や希望に適切に配慮しながら、子どもの社会活動への参加を支援する。

1-2-2 集う・遊ぶ・学ぶ

子どもたちは、同年代の子ども同士や異年齢の子ども、また地域のおとなとの関わりの中で、自分自身を知り、多くのことを学び育っていきます。その関わり場面づくりを、集う・遊ぶ・学ぶという視点で推進します。

～集う～

子どもには、ありのままの自分であること、そして安心して人間関係をつくりあうことができる場が大切です。西東京市では、地域への参加、社会教育事業への参加などを通して子どもの力を引き出せる時間と場所を確保していくことに努めます。

また、さまざまな人に出会い、交流することが子どもにとって豊かな人間関係を育むために大切であることを考慮し、異年齢同士の交流や学校以外の子ども同士の交流の取り組みなどを積極的に支援していきます。

後期計画では、子どもが安心して過ごせる居場所の確保を推進するため、子どもが利用しやすい公共施設の運営の検討や、特に青少年が放課後に安心して過ごせる居場所について、充実させていきます。

～遊ぶ～

子どもは遊びの中で探求心、冒険心などを豊かにし、集中力、注意力などを身につけます。そのため、子どもの育ちにとって遊びは重要な役割を果たします。しかし西東京市の現状では、遊び場でボール遊びができない等の制限もあります。

後期計画では、西東京市の環境のなかでの自然遊び場や、プレイリーダーの派遣などについて推進します。また、遊び場などの施設の利用手続きを簡素化し、利便性を高めることにより、子どもが利用しやすくなるよう努めます。

～学ぶ～

子どもたちはその育ちに応じて自分を豊かにし、力をつけていくために学ぶことが保障される必要があります。学びは、学校施設および地域の中にも多様な形で求められています。子ども参画による生涯学習事業、図書館、総合体育館、スポーツセンターなどで子どもが学ぶ事業を充実することなどによって、地域の中で子どもたちが自ら育ち、学べる環境の整備を積極的に行います。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-2	子どもの公共施設利用促進の方法の検討 公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、年齢に応じた子どもだけでの利用を進める。 また、利用料の減免、利用申込資格など、子どもが利用しやすい運営を検討する。	継続	文化振興課 児童青少年課 公民館 企画政策課 関係各課
2 重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進（再掲） 1-2-1	継続	児童青少年課 公民館 文化振興課 みどり公園課 子育て支援課 関係各課
3 重-2	子ども参加型ですすめる遊び場づくりの推進 公園等の遊び場の設置・改善を子どもが企画等を中心に行う子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場について具体的に検討する。	新規	子育て支援課 みどり公園課
4 重-2	子ども参画による生涯学習事業の推進 子どもが対象となる生涯学習事業については、児童館や公民館等と連携し、企画・運営への子ども自身の参画の推進を図る。	継続	児童青少年課 公民館
5 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） 1-1-2、(再掲)4-1-1、4-4	継続	児童青少年課
6 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施 現行の小学校の校庭開放、地域生涯学習事業、出前児童館との連携を図りながら、放課後の子どもの安全・安心の活動拠点、居場所事業として「遊びの学校」事業を、国の「放課後子どもプラン」を視野に入れながら検討・実施する。 実施にあたっては、地域の育成会や関連団体、地域市民の協力や参加を得ながら小学校施設を活用し、子どもが安心して集い・遊び・学べる場所とするためにプレイリーダーを配置していく。 (再掲)3-2-2-(2)、4-4	継続	児童青少年課 社会教育課
7	屋外の遊び場の充実 西東京市の環境における自然遊び場について検討する。公園の使用にあたっては、子どもの遊び支援グループなどと協働するとともに、プレイリーダーの派遣を推進する。 (再掲)4-4	継続	児童青少年課 みどり公園課
8	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1 (再掲)、3-2-2-(1)、4-4	継続	児童青少年課 社会教育課
9	中学校の余裕教室を活用した「自習室」事業の検討 放課後や休日の中学校の教室を活用して自習室やグループ学習室への開放事業、地域のボランティアと協力した中学生の自主的活動などを検討する。	新規	子育て支援課 関係各課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
10	屋内の居場所の充実 総合体育館やスポーツセンターの個人開放事業を推進する。	継続	スポーツ振興課
11	各地域に小さい拠点（居場所）づくりの推進 「街なかサロン事業」と連携し、市内の店舗や民家等の一角を提供してもらい、談話コーナーやパソコンの設置等により、気楽に情報検索や語らえる場づくりを検討する。子どもに理解がある地域協力者を募り、家や部屋開放など、地域の中に居場所づくりをすすめる。	新規	子育て支援課 産業振興課 社会福祉協議会
12	出前児童館^{注1)}の充実 地域特性を考慮し、出前児童館事業を推進する。実施に際しては子ども参画を視点に入れ、学童クラブや学校との連携を深めながら内容の充実を図る。 (再掲)4-1-1	継続	児童青少年課
13	音楽練習室等活用の推進 音楽練習室の子どもによる利用を促進するとともに、施設の拡充を引き続き検討する。	継続	文化振興課 児童青少年課 関係各課
14	図書館の子どもスペースの充実 現在の子どもスペースの拡充、グループで談話しながら利用できる場、中高生の参加を得ながら図書館利用を推進する。	継続	図書館
15	図書館利用者交流会の検討 カウンターで直接、さらには投書での利用者の意見や要望の反映にとどまらず、選書や運営について意見を聞く場づくりを検討する。	新規	図書館
16	読み聞かせリーダー育成事業の推進 子どもが本に親しみ、読書にいそむきっかけとなる「読み聞かせリーダー」の育成に努める。 (再掲)3-2-2-(1)	継続	図書館
17	農業体験の拡充（再掲） 1-2-1	継続	産業振興課
18	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興 市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、地域や社寺のまつり、各種施設の行事など、各種の催しやイベントを通じて、子どもたちが芸術・文化・スポーツなどに親しみ、体験できるよう、子ども向けの企画・運営を充実する。	継続	文化振興課 子育て支援課 スポーツ振興課 図書館 公民館
19	地域活動体験の拡充 青少年育成会等を通じて、子どもたちが地域の環境美化や福祉等のボランティア活動に参加できる機会を拡充する。社会福祉協議会や地域の人材等と連携することにより、児童・生徒が主体的に取り組むボランティア活動を行い、人と関わる体験を深め、自主性・自立性を高める。	継続	児童青少年課 (社会福祉協議会)

注1) 出前児童館：児童館職員が学校や施設などに出向き、集団遊びやものづくりなどを実施する活動のこと。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
20	ものづくり体験の拡充 公民館での子ども向け事業に、子どもたちがものづくりを体験できる企画を拡充する。	継続	公民館
21	各国の子どもが集える事業の検討 参加者の企画参加による、留学生と高校、大学、社会人を対象とする「多文化交流キャンプ」の検討と宿泊型キャンプ等を通じた国際理解の推進を図る。 地域の人々と各国の子どもたちや子育て家庭が集える祭り事業などを、既存のイベントの活用を図りながら検討する。	新規	文化振興課 子育て支援課
22	青少年海外派遣事業の検討 青少年が世界に目を向け国際理解が進むように、青少年海外派遣事業を検討する。	新規	文化振興課 子育て支援課
23	身近にボール遊びのできる場所の検討 身近にある公園や広場、校庭などが子どもにとって魅力的な場所になるよう、ミニバスケット、フットサルなど、気軽にできるスポーツの場の設置を推進する。 (再掲)4-4	継続	みどり公園課 スポーツ振興課 児童青少年課
24	おとな利用が中心となる施設に子どもの遊び場併設の検討 おとな利用が中心となる公共施設に、子どもの遊び場の併設を検討する。	新規	管財課 文化振興課 公民館 関係各課
25	「総合型地域スポーツクラブ^{注1)}」事業の推進 子どもたちが放課後や休日に、公共施設や学校施設等でスポーツを楽しめるよう、「総合型地域スポーツクラブ」事業を推進する。	継続	スポーツ振興課

注1) 総合型地域スポーツクラブ：拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目
が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される、スポーツ活動を中心とし
た組織のこと。

1-2-3子どもと情報

子どもたちはあふれるほどの情報のなかに暮らしています。あふれる有害情報に翻弄されることなく、情報が届きにくい子どもたちにも必要な情報が届く方策を検討すると同時に、子どもたち自身が自分に必要な情報を適切に受け取ったり発信したりする能力を高めるため、子どもたちによるインターネットの活用力の育成など、メディアリテラシー^{注1)}の向上支援を行っていきます。日本語を母語としない子どもや障害のある子どもが情報へアクセスする環境も工夫して改善していきます。

また、市が発信する子ども向け情報の提供について、青少年を含め幅広い年齢層が活用できるよう検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-2	子ども参画による広報紙づくりの検討 公民館、図書館などの広報紙の取材や紙面づくりへの子ども参加を検討する。	新規	子育て支援課 公民館 図書館
2 重-4	市報や市のホームページの子ども向け情報の充実 子どもにとっても読みやすい市報づくりと子ども向け情報の充実、さらには市のホームページの「キッズページ ^{注2)} 」を拡充する。	継続	秘書広報課 関係各課
3	子ども向け情報提供方法の検討 西東京市のホームページ等とリンクした子ども向けホームページの充実や、子どもへの広報を拡充する。 インターネット等で子ども向け情報を子どもたちが収集しやすいように、学校など子どもの身近な場所にパソコンを設置するように努める	継続	秘書広報課 子育て支援課 教育企画課 教育指導課
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進 教科の学習や総合的な学習の時間でのコンピュータの活用など、多様な情報機器を活用した学習を推進するとともに、子どもと青少年が各年齢層に見合った方法で必要な情報に適切にアクセス・発信できるように、その成長発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進する。 (再掲)4-3	継続	教育指導課
5 重-4	すべての子どもに必要な情報を届けるしくみの整備 日本語を母語としない子どもや、障害のある子どもが必要な情報にアクセスしやすい方法やしくみについて検討する。	新規	文化振興課 関係各課
6 重-4	有害情報からの子どもの保護 有害情報から子どもを保護するための方策やシステムを検討する。	新規	教育指導課 児童青少年課

注1) メディアリテラシー：メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。

注2) キッズページ：西東京市のホームページにある、子どものためのページ。

2 おとなになることを支える

2.おとなになることを支える

2-1心身の自立

<施策>

1	青少年支援事業の実施の検討	39ページ
2	タバコ・薬物・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	39ページ
3	乳幼児とふれ合う場づくりの推進	39ページ
4	入所型施設退所後の支援の検討	39ページ
5	青少年の日の設定	39ページ
6	青少年のしゃべる場の設定	40ページ
7	見守り、支援する側の連携の強化	40ページ

2-2経済的自立

<施策>

1	学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進	41ページ
2	インターンシップ制度の導入の検討	41ページ

2-3親役割を理解する

<施策>

1	若い親世代への支援の検討	42ページ
2	中学生のためのボランティア事業の推進	42ページ
3	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	42ページ
4	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	42ページ
5	小中学校での性教育の充実	42ページ
6	性の尊重に向けた支援事業の検討	42ページ

2-4他者を援助する力

<施策>

1	ボランティア活動の機会の充実	43ページ
2	ボランティア保険等の加入の促進	43ページ
3	コミュニケーション力育成プログラムの検討	43ページ

2-5地域への参加

<施策>

1	特化型児童館での地域若者交流事業の検討	44ページ
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲）	44ページ
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲）	44ページ
4	地域行事等の活発化による子ども参加の推進	44ページ

2-1 心身の自立

近年、青少年をとりまく環境が急激に変化し、「ニート」や「ひきこもり^{注1)}」の状況で社会的自立が困難になる等、課題も多面的かつ複雑化しています。子どもはいずれおとなになっていく存在であることを認識し、青少年の時期から意識的に自立していく力を身につけることが重要であり、青少年の育つ力を地域社会全体で見守り支えるしくみが必要です。

母子保健施策と連携した若年親への支援や、タバコ・薬物・性感染症などに対する正しい知識の普及、また乳幼児とふれ合う体験など、いのちの大切さや心身の健やかな発達を伝える事業を実施します。また、「青少年の日」の創設や「青少年のしゃべる場」の設定など、青少年の参加の場となる機会を充実させます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-6	青少年支援事業の実施の検討 「ニート」や「ひきこもり」等の青少年の抱える問題について担当する部署を充実し、各関係機関・庁内関係部署との情報交換や連携を強めて、青少年の育ちを見守る環境を整備する。 青少年の就労意識の向上のための施策を実施する。	継続	子育て支援課 関係各課
2	タバコ・薬物・性感染症に対する正しい知識普及・啓発 青少年に広がる薬物乱用や、性感染症に対する正しい理解を深めるため、母子保健や学校教育等との役割分担を明確化し、連携を図る。	継続	健康課 教育指導課
3	乳幼児とふれ合う場づくりの推進 小・中・高校生と乳幼児とのふれ合い活動や、遊びのボランティア、ベビーシッター活動を通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめる。 保育園や幼稚園などが主催する行事に、小学生・中学生・高校生などが参加できるように促進する。 小学校・中学校・高校の授業等の中で、幼稚園や保育園の訪問やボランティアなどを推進する。 (再掲) 3-2-2-(2)、4-1-1	継続	子育て支援課 保育課 教育指導課
4 重-6	入所型施設退所後の支援の検討 児童養護施設等、入所型施設での暮らしから、地域生活に移行していく青少年の支援を検討する。	新規	子育て支援課
5 重-7	青少年の日の設定 市民全体が青少年を意識する日として「青少年の日」を設定し、青少年が中心となって企画運営するイベント等を実施する。	新規	子育て支援課 関係各課

注1) ひきこもり：さまざまな要因が重なって、社会参加の場面がせばまり、就労や就学など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態のことで、精神疾患に伴うひきこもりとは分けて「社会的ひきこもり」と呼ばれる。厚生労働省ガイドラインでは、「自宅に引きこもって社会参加しない状態」とある。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
6 重-7	青少年のしゃべる場の設定 青少年が自分の感じていることや考えを表現する場としての「青少年のしゃべる場」を設定し、青少年の参加を得て運営する。	新規	子育て支援課
7 重-7	見守り、支援する側の連携の強化 街ぐるみで青少年の育ちを見守り、支援していくために、家庭、学校、地域、行政が連携を強化するしくみづくりを具体的に検討する。	新規	子育て支援課 関係各課

2-2 経済的自立

自立した生活を営むには、経済的な自立が必要です。子どもたちが、働くことの社会的な役割は何かを理解し、社会の経済活動について学び、経済的な独立について展望が持てるような学習の機会を、学校だけでなく、家庭、地域、行政がともにつくっていきます。あわせて、多様な職業人の話を聞く機会、実際の職場体験など、市内農・商工業者など市民の協力を得て、市内で就労体験ができる制度を導入します。

子どもたちがいろいろな人に出会い、実際に体験することの大切さを知り、就労体験ができる場を、地域や市内農・商工業者の協力を得て実施していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進 小中学校の総合学習の時間等を活用し、地域において社会経済活動への関わりなどを学んでいく活動を推進する。	継続	教育指導課
2	インターンシップ制度^{注1)}の導入の検討 市内の農・商工業者の協力を得て、高校・大学生が就職前に就労体験できる制度の導入を検討する。	新規	産業振興課

注1) インターンシップ：学生による企業での実習。

2-3 親役割を理解する

子どもを育てるためには一定の経験・技術・知識が必要です。しかし、妊娠から出産、子育ての経験を、自分の出産ではじめて経験する親が多くいることから、子どもの育ちを系統的に学ぶことが必要といえます。子どもはいずれ親になっていく存在であることを意識しながら、子どもたちに子どもを育てるための力をつけてもらうことを推進します。さらに後期計画では、若年妊娠者・若年親への支援についての重要性を認識し、取り組みを進めます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-8	若い親世代への支援の検討 不安を抱えることの多い若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会づくりをすすめる。またグループの自主的な活動を支援するしくみを整備する。	継続	子ども家庭支援センター 子育て支援課 健康課
2	中学生のためのボランティア事業の推進 中学生が乳幼児とふれあえるように、保育園などでのボランティア事業を推進する。	継続	保育課 (社会福祉協議会)
3	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進 子どもと同じ目線で子どもや子育て家庭を支援する、高校生、大学生のボランティア活動支援事業を推進する。 (再掲) 2-5、3-2-1	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
4	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実 インターンシップ制度を活用し、高校生、大学生による子育てに関わる職業体験を充実する。 (再掲) 2-5、3-2-1	継続	保育課 児童青少年課
5	小中学校での性教育の充実 子どもたちの年齢に応じた性教育が行えるよう市として取り組み、小・中・高校が連携し、性教育プログラムの構築とその推進を図る。また、家庭との連携がとれるように配慮していく。	継続	子育て支援課 教育指導課
6	性の尊重に向けた支援事業の検討 生き方の教育や生命尊重の教育等への取り組みを通して、性の尊重への正しい知識の醸成が図られているが、同時に現在の社会状況の中で、特に高校生の望まない妊娠の問題の解決が重要となっている。性の尊重と妊娠のしくみを学ぶ機会を増やし、啓発、相談事業を実施する。	継続	子育て支援課 子ども家庭支援センター 健康課

2-4 他者を援助する力

おとなになることは他者を援助する力が身についていることでもあります。子どもはおとなになる過程のなかで、たくさんの援助を受け、その経験の中で他者を援助する力を蓄えていきます。ボランティア活動を通じて、共感と理解を深める共同の体験をすることによって、子どもたちに他者を援助する力が身につきます。安心してボランティア活動に参加できるしくみづくりと入手しやすい情報提供を推進します。

また、他者を援助するには、相手を理解することが基本です。子どもたちのコミュニケーション力を高め、他者を理解するコミュニケーション力育成プログラムの実施をすすめます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	ボランティア活動の機会の充実 子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、地域住民が活動に入りやすいように支援する。 各種のイベントやボランティア活動等への自主的参加を促進する取り組みを実施していく。	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
2	ボランティア保険等の加入の促進 子育てサークルや各種のボランティア活動を安心して行えるよう、ボランティア保険等への加入を促進する。	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	コミュニケーション力育成プログラムの検討 児童館や公民館等で、子どもたちのコミュニケーション力を高めるようなイベントや講座等の企画・運営を子ども参加で推進する。	新規	児童青少年課 公民館

2-5 地域への参加

子どもたちが地域社会や市民活動に関心を持ち、地域と関わりを持つことは、将来、西東京市を支える市民、NPO、市民活動の主役としての大切な経験になります。

子どもたちが日常的に地域との関わりが持てるよう、地域の交流の核として位置づけ、子ども参加で交流事業の企画・運営をすすめます。また、高校生や大学生がボランティア活動を通じて、地域に参加できるしくみを検討します。地域のなかでの子どもたちの参加機会を増やすため、地域行事などで活性化を図ります。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	特化型児童館での地域若者交流事業の検討 青少年センター機能を付加した特化型児童館で、地域の青少年の出会いや交流の場づくりの企画・運営を子ども参加で推進する。	継続	児童青少年課
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進（再掲） 2-3(再掲) 3-2-1	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実（再掲） 2-3(再掲) 3-2-1	継続	保育課 児童青少年課
4	地域行事等の活発化による子ども参加の推進 市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、さらには地域でのまつり、青少年育成会が主催するイベントなどを活性化し、子どもたちが地域と関わり、参画できる機会を増やす。	継続	文化振興課 児童青少年課 社会教育課 スポーツ振興課

3 子育て家庭の支え合い

3. 子育て家庭の支え合い

3-1 子育て意識

<施策>

1	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	46ページ
2	地域や家庭における食育の推進	46ページ
3	子育てに関する学習機会の充実	47ページ
4	父親の育児参加の推進	47ページ
5	子育て意識の啓発の推進	47ページ
6	労働時間短縮(勤務時間短縮等の周知・支援)の推進	47ページ
7	地域の子育て意識の醸成	47ページ

3-2 子育ての支え合い

3-2-1 子育ての支え合い意識

<施策>

1	ファミリー・サポート・センター事業の充実	48ページ
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進(再掲)	48ページ
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実(再掲)	48ページ
4	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実(再掲)	49ページ
5	地域の人材発掘・活用の推進(再掲)	49ページ

3-2-2 子育て・子育てに関する支え合いの状況

(1) 学習の機会

<施策>

1	プレイリーダーの養成と活用(再掲)	50ページ
2	子育てに関する学習機会の充実(再掲)	50ページ
3	幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の検	50ページ
4	家庭教育支援事業の推進(再掲)	50ページ
5	父親の育児参加の推進(再掲)	50ページ
6	読み聞かせリーダー育成事業の推進(再掲)	50ページ

(2) 交流

<施策>

1	「遊びの学校」事業の検討・実施(再掲)	51ページ
2	子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	51ページ
3	園庭開放の推進	51ページ
4	子育てに関する学習機会の充実(再掲)	51ページ
5	乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲)	51ページ
6	子育てひろば事業の充実	51ページ

(3) 相談

<施策>

1	相談に関する情報提供の充実	52ページ
2	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進	52ページ
3	育児・子育て相談事業の充実	52ページ
4	子育て相談担当者の研修事業の充実	52ページ

(4) 情報

<施策>

1	子育て家庭への情報提供の充実	53ページ
2	外国語による広報活動の充実	53ページ
3	救急医療情報提供の充実	53ページ
4	育児・子育て相談事業の充実(再掲)	53ページ
5	子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討	53ページ

3-1 子育て意識

男性も女性もともに育児を担う立場で考え、理解し協力し合って子育てをしていくことは子どもの育ちにとっても意味があります。前期からの計画では、夫婦がともに子育ての楽しさを実感でき、安心して子育てが行える環境づくりや学びの場を提供する事業を展開してきました。しかし一方、現状の社会構造にあっては、父親が参加したくてもできない状況が未だ存在しています。後期計画では、男性にとってより魅力ある企画や父親が参加しやすい事業の実施に努めるとともに、「ワーク・ライフ・バランス^{注1)}」の理念を地域で実現できるよう、啓発活動などをおこなっていきます。

一方、子育てを楽しんでいると同時に子育てをつらいと感じている人が多く、また、小家族・核家族化によって地域の中で孤立感や不安感を抱いている親たちも少なくありません。そこで後期計画では、親たちが「精神的なゆとり」を持って子育てを楽しんでもらうために積極的に支援し、母親・父親それぞれが子育てに関する確かな知識と技術を身につける機会、子育て仲間づくりなどを積極的にすすめます。また、家事と育児を両立させるためのホームヘルパー制度など既存のサービスと在宅児への保育サービスの充実についても検討します。

また、後期計画では食を通じた子どもの健全育成を図るため、さまざまな分野での「食育」を推進します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-8	栄養・食生活に関する教育・相談の実施 両親学級 ^{注2)} ・乳幼児健診・離乳食講習会、育児相談などでの栄養・食生活に関する相談や教育を実施し、家庭の食生活での食育の取り組みを推進する。	継続	健康課 保育課
2 重-10	地域や家庭における食育の推進 農業マップの作成や農産物の販売、農業景観散策での地域農家と市民の交流事業等を、西東京市食育推進計画に基づき総合的に推進する。また、学校での地場野菜の活用を通じて、食の安全や農業について関心を深める。	継続	産業振興課 学校運営課 健康課

注1) ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」または「生活と仕事と子育ての調和」。労働と私生活(家庭での生活や地域活動など)にバランスよく時間を割くことができるような働き方のこと。

注2) 両親学級：初妊婦及びその配偶者を対象とした、沐浴実習を中心とした講習会。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
3 重-8	子育てに関する学習機会の充実 妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級、育児学級 ^{注3)} 、各種の講習・講座・講演、健康教育・グループワークの機会や知識の普及、仲間づくりなどの内容を見直し、充実する。 新設した1歳児クラス・2歳児すくすくクラス事業の普及をさらに推進する。また幼児期だけでなく、思春期の子どもをもつ親に対する学習機会についても充実させる。 <i>(再掲)3-2-2-(1)、3-2-2-(2)、4-2-1</i>	継続	健康課 子育て支援課 公民館 子ども家庭支援センター
4	父親の育児参加の推進 子育ての男女共同参画を推進するため、男性が育児休業や子育て休暇をとりやすい職場環境づくりや育児休業法の周知徹底、企業に対する啓発を図る。 男性の育児や家事への参画を促すため、男性への学習機会や情報の提供を推進する。そのために、男性が参加しやすい企画や事業を、実施曜日や時間帯等を考慮しながら実施する。 <i>(再掲)3-2-2-(1)、4-1-1</i>	継続	子ども家庭支援センター 健康課 協働コミュニティ課 公民館
5	子育て意識の啓発の推進 第2次男女平等参画推進計画の中の「父親の育児休業の取得に向けた啓発」等の徹底と連携しながら、子育ての責任が果たせるよう支援する事業の展開を図るとともに、親の気持ちや意見を子どもたちに届ける場、機会づくりをすすめる。	継続	協働コミュニティ課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 公民館
6	労働時間短縮（勤務時間短縮等の周知・支援）の推進 家庭での子育ての重要性を認識し、家族と一緒に過ごす時間が多く持てるよう、労働時間の短縮についての企業啓発、さらには実施企業への支援を推進する。 <i>(再掲)4-1-1</i>	継続	産業振興課
7	地域の子育て意識の醸成 個々の家庭、幼稚園・保育園、学校だけでなく、地域で子どもを育てるという意識を高めるための活動を、青少年育成会等と連携しながら推進する。 <i>(再掲)4-4</i>	継続	子育て支援課 児童青少年課

注3) 育児学級：ミニ講座を開くとともに、親同士の交流を図ることによって、育児の楽しさや育児不安の解消を目的としたもの。

3-2 子育ての支え合い

子育ての基本は家庭です。しかし、地域の人間関係が希薄化する現代社会では、家庭の子育て力とともに、地域の子育て力も不足しているといえます。

子育て家庭同士、さらに地域で子育てに関心を持っている人をつなぐ基盤づくりを意識的に行っていくことが必要と考えます。後期計画においても、子育て・子育てを地域社会の問題として受け止め、地域で子育てを支えるための支え合いの意識を醸成し、子育て家庭と地域の新たな結びつきを整えて、さらには行政と市民が一体となって子どもを育てる環境整備をすすめていきます。

3-2-1 子育ての支え合い意識

西東京市では、子育てを手伝って欲しい人、手助けしたい人の相互が援助し合う代表的な制度として「ファミリー・サポート・センター^{注1)}」事業を進めてきました。しかし、現制度では市民や地域のなかで積極的に活用しにくい現状があります。

後期計画では、このサービスをより多くの市民に周知し、より使いやすい制度にするための検討・見直しを行います。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	ファミリー・サポート・センター事業の充実 仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている家庭への支援の環境整備の一環として、保育ニーズに対応した相互支援体制を充実するため、ファミリー・サポート・センターに関する情報をわかりやすく提供する方法、利用規則の改善や障害児利用の充実、サポート会員の養成プログラムの内容および方法の充実を総合的に再検討する。 市内施設(保育園・幼稚園・学童クラブ等)と連携して、不安なくファミリー・サポート・センターを利用できるようになるための広報を実施する。 <i>(再掲)4-1-1</i>	継続	子ども家庭支援センター (社会福祉協議会)
2	高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進(再掲) <i>2-3、(再掲)2-5</i>	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実(再掲) <i>2-3、(再掲)2-5</i>	継続	保育課 児童青少年課

注1) ファミリー・サポート・センター：地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人(ファミリー会員)と子どもを預りたい人(サポート会員)がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
4	子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実（再掲） 1-2-1	継続	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 児童青少年課 保育課 (社会福祉協議会)
5	地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1、4-3	継続	社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課

3-2-2 子育て・子育てに関する支え合いの状況

(1) 学習の機会

男女がともに子どもの育ちや子育てに関して確かな知識と技術を身につけることは、子どもの育ちに見通しを持つことになり、子育てに関する不安を軽減し、子育てに対しての精神的ゆとりを持つことにつながります。

公的機関と民間の連携をすすめながら、出産前、出産後を問わず、子育て・子育てに関する学習機会の提供、教育・研修活動を推進していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-3	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1、(再掲)1-2-2、4-4	継続	児童青少年課 社会教育課
2	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1、(再掲) 3-2-2-(2)、4-2-1	継続	子ども家庭支援センター 健康課 子育て支援課 公民館
3	幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の検討 幼稚園・保育園での父母会とともに、これから子どもを持つ人に子どもの育ちを体験してもらうため、幼稚園・保育園での実際の子どもたちとのふれあいを中心とした父母教室 ^{注1)} の開催を、母子保健と連携して推進する。	新規	子育て支援課 保育課 健康課
4	家庭教育支援事業の推進（再掲） 1-1-2	継続	子ども家庭支援センター 保育課 児童青少年課 健康課 公民館
5	父親の育児参加の推進（再掲） 3-1、(再掲)4-1-1	継続	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 健康課 公民館
6	読み聞かせリーダー育成事業の推進（再掲） 1-2-2	継続	図書館

注1) 父母教室：父母及びこれから父母になる人を対象とした教室のこと。

(2) 交流

在宅で低年齢の子どもを育てる母親は、不安感や負担感が強く、親子は家庭の中で過ごすことが多くなり、社会から孤立しがちになります。

仕事をしながら子育てする親に限らず、すべての子育て家庭がゆとりをもって子育てができるための支援として、後期計画でも先輩パパ・ママとの交流、子育てひろば、施設開放などの施策・事業を通して、交流の機会をつくり遊び場の整備をしていきます。また、親たちが自分たちで交流の場を広げていけるように子育てサークル、子育て団体など民間団体の活動にも支援を行い、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲） 1-2-2(再掲)4-4	継続	児童青少年課 社会教育課
2 重 -11	子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進 子ども総合支援センター内の活動室について、子育てサークルや子育て関連のボランティアによる利用の実態を把握し、より使いやすい場所になるような工夫を図っていく。	継続	子ども家庭支援センター
3	園庭開放 ^{注1)} の推進 乳幼児とその親の交流と遊び場づくりのため、保育園の園庭開放を推進し、一層の充実を図る。 (再掲)4-4	継続	保育課
4	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1(再掲)3-2-2-(1)、4-2-1	継続	子ども家庭支援センター 子育て支援課 公民館 健康課
5	乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲） 2-1(再掲)4-1-1	継続	子育て支援課 保育課 教育指導課
6	子育てひろば事業の充実 のどかひろば、ピッコロひろば ^{注2)} 、保育園、児童館で実施している子育てひろば事業を充実し、多様なニーズを抱える利用者により幅広く応えていける広場運営に努める。活動室の貸し出しなどを通じて市民との連携を深める。	継続	子ども家庭支援センター 児童青少年課 保育課

注1) 園庭開放：地域の子どもと園児が一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

注2) のどかひろば、ピッコロひろば：0～3歳の子どもを対象とした、乳幼児とその親を対象にした西東京市の交流施設。

(3) 相談

子育て中の親が不安を抱えずに安心して子育てを行うためには、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実が必要です。前期計画に引き続き、子どもの利用施設などさまざまな場所の設定、子育て経験者、専門家など相談の内容や程度に応じた相談の機会づくりなど多様に設定したきめ細やかな相談システムと、利用者が的確な相談先へと導かれるような総合的な相談の窓口の設定を推進していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-9	相談に関する情報提供の充実 市報や市のホームページでの情報提供、インターネット活用、子育て施設等での相談に関する情報提供を継続して進めるとともに、青少年も含めた子ども・子育てに関わる情報の一元化を図るよう検討していく。 また、ITネットワークを活用した子育て家庭の相互交流活動の活性化について検討する。	継続	子ども家庭支援センター 健康課 関係各課
2 重-14	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進 電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進する。 早期から障害児の相談を受けるとともに、就学相談を適切にすすめられるよう、こどもの発達センター(子ども家庭支援センター)、幼児施設など関係機関とより一層の協力・連携を図る。 就学後も、相談事業の継続と支援の充実を図る。 乳幼児期からの成長過程に応じて、切れ目ない支援を実施できるよう制度改善を実施する。 <i>(再掲)4-1-2</i>	継続	障害福祉課 子ども家庭支援センター 教育支援課
3 重-15	育児・子育て相談事業の充実 母子保健事業の育児相談の充実、とりわけ訪問相談の充実を図る。子ども総合支援センター、地域子育て支援センター、保育園、児童館など、多様な場所で行われることになる子育て相談事業との役割分担と協働を推進する。各機関での相談が断片的な内容になることを防止するため、関係機関の連携を実施する。 地域の子育て経験者(先輩パパ・ママ)による子育て相談の実施を検討するとともに、中高生やその保護者のための相談体制を充実する。 新生児期からの訪問や健診事業などにおいて連絡を取ることができなかった家庭に対しては継続的な働きかけを実施する。 <i>(再掲)3-2-2-(4)、4-2-1</i>	継続	子ども家庭支援センター 健康課 保育課 児童青少年課
4	子育て相談担当者の研修事業の充実 保健・福祉・教育等、さまざまな機関における子育て相談担当者の研修を充実する。	継続	関係各課

(4) 情報

子育て中の親にとって、必要な情報を必要な時に入手できることが大切です。しかし、情報化が進む一方で行政各部署にさまざまな子育て情報が散在しているため、必ずしも、わかりやすい情報提供のしくみが整っているとはいえません。

後期計画では、行政や市民団体の各部署にわたる、あらゆる子育て情報を集約して提供されるしくみづくりや、市民に有効に活用される情報提供のしくみを検討します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-9	子育て家庭への情報提供の充実 市報、市のホームページ、パンフレット、リーフレット、機関誌などを通じて、子育てNPO・グループや幼稚園・保育園・学校などの子育て情報を充実する。 (再掲)4-1-1	継続	秘書広報課 子育て支援課 保育課 関係各課
2	外国語による広報活動の充実 生活に関わる内容のパンフレットについて、市民・NPOの協力を得て、平易な日本語での記載や外国人登録者数の変化に応じた言語をカバーする等、継続的な推進を図る。	継続	文化振興課
3	救急医療情報提供の充実 市報や市のホームページを通じて、救急医療情報の提供を充実する。	継続	健康課
4 重-8	育児・子育て相談事業の充実(再掲) 3-2-2-(3)、(再掲)4-2-1	継続	子ども家庭支援センター 健康課 保育課 児童青少年課
5	子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討 西東京市子育てハンドブックを充実させる。 また、子どもたちが遊べる施設や場所等の情報を掲載した「子育て施設・遊び場マップ」について検討する。	新規	子育て支援課

4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

4. 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

4-1 子どもと家庭の支援

4-1-1 子育て期の支援

<施策>

1	子ども総合支援センターの充実	58ページ
2	公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し	58ページ
3	地域子育て支援センターの設置・拡充	58ページ
4	保育・地域支援の質の確保と向上	58ページ
5	児童館の再編成と機能の充実（再掲）	58ページ
6	子育て家庭への情報提供の充実（再掲）	58ページ
7	乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲）	58ページ
8	一時保育の充実	58ページ
9	病後児保育の充実	59ページ
10	病児保育の実施	59ページ
11	休日保育の検討	59ページ
12	ショートステイ事業の充実	59ページ
13	学童クラブ運営の充実	59ページ
14	ファミリー・サポート・センター事業の充実（再掲）	59ページ
15	出産直後及び里帰り出産後の支援の充実	59ページ
16	ホームヘルパー派遣事業の推進	59ページ
17	在宅児への一時保育サービス等の充実	60ページ
18	保育園の入所枠の拡大	60ページ
19	認証保育所への支援の検討	60ページ
20	私立保育園の預かり保育推進等の検討	60ページ
21	就園奨励事業の推進	60ページ
22	私立幼稚園運営助成の充実	60ページ
23	駅周辺への乳幼児施設設置の検討	60ページ
24	出前児童館の充実（再掲）	60ページ
25	育児休業相談・支援事業の検討	60ページ
26	父親の育児参加の推進（再掲）	60ページ
27	労働時間短縮（勤務時間短縮等の周知・支援）の推進（再掲）	60ページ
28	再雇用制度に対する情報提供の充実	61ページ
29	母子福祉資金貸付事業の推進	61ページ
30	国、東京都等の補助活用の推進及び制度変更等への対応	61ページ
31	子どもの医療費の負担軽減	61ページ
32	子ども手当の実施	61ページ

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

<施策>

1	子どもの総合支援センターの充実（再掲）	62ページ
2	相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	62ページ
3	障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実	62ページ
4	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進（再掲）	62ページ
5	障害児保育の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実と推進）	62ページ
6	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	62ページ
7	障害児放課後活動としての常設場確保	62ページ
8	障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	63ページ
9	緊急入所事業の実施	63ページ
10	障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施	63ページ
11	特別支援教育の充実	63ページ
12	特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取り組みの充実	63ページ
13	障害者、異年齢世代との交流事業の推進	63ページ

14	障害児がいる世帯への手当（児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当）の充実	63ページ
----	--	-------

4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

<施策>

1	外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実	64ページ
2	個別に指導できる指導者の確保	64ページ
3	外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実	64ページ
4	外国語本の整備の推進	64ページ
5	外国語の翻訳サービスシステムの充実	64ページ

4-1-4 ひとり親家庭の支援

<施策>

1	母子自立支援プログラム策定事業の推進	65ページ
2	ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲）	65ページ
3	母子家庭自立支援給付金支給事業の推進	65ページ
4	母子保護の実施	65ページ
5	ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	65ページ
6	母子家庭就学支度金貸付事業の充実	65ページ
7	児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の充実	65ページ

4-2 保健・医療

4-2-1 母子保健体制の整備・充実

<施策>

1	新生児訪問等の推進	66ページ
2	訪問型相談の充実	66ページ
3	母子保健と保育の連携強化	66ページ
4	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	66ページ
5	子育てに関する学習機会の充実（再掲）	67ページ
6	育児・子育て相談事業の充実（再掲）	67ページ
7	予防接種についての普及啓発の充実	67ページ

4-2-2 医療

<施策>

1	かかりつけ医の推進	68ページ
2	かかりつけ歯科医の推進	68ページ
3	小児救急医療体制の充実	68ページ
4	産科のある医療機関とのネットワークの充実	68ページ
5	保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し	68ページ
6	アレルギー相談の実施	68ページ
7	心身の思春期相談事業実施の検討	68ページ

4-3 教育

<施策>

1	子どものための消費者教育の推進	69ページ
2	環境教育の推進	69ページ
3	国際理解教育の推進	69ページ
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進（再掲）	69ページ
5	人としての権利を尊重する教育の推進（再掲）	69ページ
6	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化（再掲）	69ページ
7	西東京市教育関係者連絡会議の検討	69ページ
8	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	70ページ
9	地域の人材発掘・活用の推進（再掲）	70ページ
10	学校へのパソコン設置の充実	70ページ
11	学校図書館の充実	70ページ
12	図書館事業の拡充	70ページ
13	図書館、学校図書館のネットワーク化の推進	70ページ

4-4子ども・子育て家庭のためのまちづくり

〈施策〉

1	児童館の再編成と機能の充実（再掲）	71ページ
2	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲）	71ページ
3	防犯対策の充実（再掲）	71ページ
4	子どもと子育て家庭の防災防犯安全を確保する事業の推進（再掲）	71ページ
5	通学路、通園路の安全確保の充実	71ページ
6	園庭開放の推進（再掲）	71ページ
7	屋外の遊び場の充実（再掲）	71ページ
8	身近にボール遊びのできる場所の検討（再掲）	71ページ
9	プレイリーダーの養成と活用（再掲）	71ページ
10	地域の子育て意識の醸成（再掲）	72ページ
11	交通安全教育の推進	72ページ
12	コミュニティバスの充実	72ページ
13	環境教育の推進（再掲）	72ページ
14	子ども施設、遊び場マップ等作成の検討（再掲）	72ページ
15	親子施設見学会の検討	72ページ
16	子どもに関わる制度や事業の評価推進	72ページ

4-1 子どもと家庭の支援

4-1-1 子育て期の支援

行政の各部署が力を合わせて、支援を統合的にすすめます。これまで、各部署が縦割りに陥りがちであったことを見直し、市内をいくつかのブロックに分け、市民を中心に近隣の保育施設や児童館、学校や幼稚園、公民館などが分担と協働により利用しやすい行政サービスになるように見直します。保育園や学童クラブへの入所を中心にした子育て支援を推進しながら、すべての子育て家庭・子どもたちへの支援を拡充します。

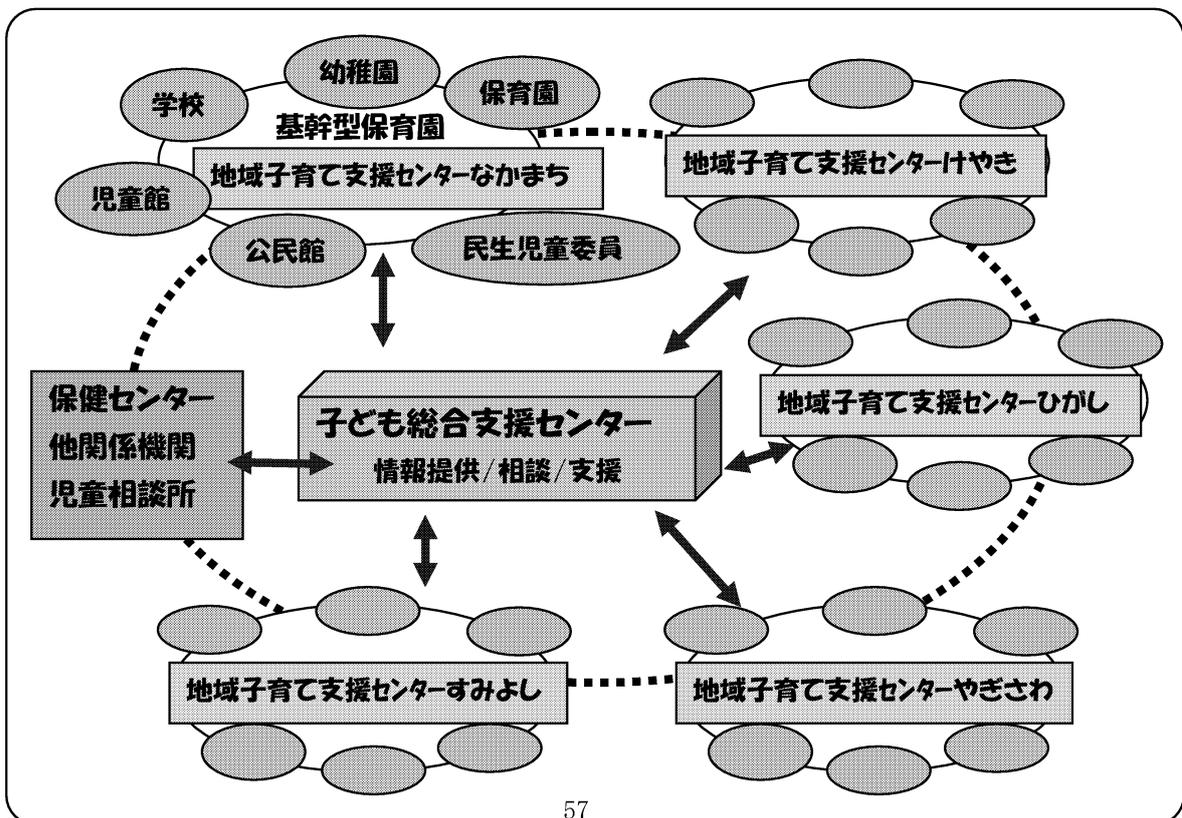
西東京市の子育ち・子育て支援の拠点として整備した子ども総合支援センターの活用をすすめ、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク、支援コーディネートを整備します。

保育サービスについては、働きながら子育てできる環境を整えるため、待機児童の解消に努めます。また、市内の公立保育園のブロック化を行い、ブロックの中で中心となる保育園を地域子育て支援センター(基幹型保育園)として位置付けます。

働きながら子育てを行っている家庭のみならず地域のすべての子育て家庭に対する支援の拠点として、子ども家庭支援センターと連携しながら地域の子育て家庭への支援を行います。

短期的・一時的に必要な保育ニーズへの対応システムも引き続き整備していきます。

学齢期の子どもたちの放課後については、子どもたちの楽しく安全な居場所を多様につくりだすことをめざして、保育に欠ける子どもの学童クラブ事業と、多くの子どもたちが安全に遊べる環境整備の両方のシステムを充実していきます。



	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重- 11	子ども総合支援センターの充実 子育てに関する相談・情報等を総合的に扱う子育て・子育て施策の拠点として整備した、こどもの発達センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設である「子ども総合支援センター」の一層の充実を図っていく。支援コーディネーター（専門相談員）を配置し、支援を必要とする児童・家庭に対する相談やトータル的な支援を実施する。支援にあたっては、子どもが地域の中で育つことを基本とし、各部署の連携を強化するためのコーディネート機能を持って、地域子育て支援センター等の関係部署との連携を強化する。また、虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待防止に関する取り組みを充実する。 <i>(再掲)4-1-2</i>	継続	子ども家庭支援センター 保育課 健康課
2 重- 12	公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し 地域子育て支援センターを併設した基幹型保育園を中心としたブロック編成を整備し、5園とする。また、公立保育園における障害児の通所型保育や特定保育を検討し、障害児の入所型保育、延長保育、一時保育、地域の親子を中心としたひろば事業充実を図る。	継続	保育課
3 重- 12	地域子育て支援センターの設置・拡充 地域の子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターを拡充する。この施設には、地域の子どもと子育て家庭に対応する支援コーディネーター（保育士等）を配置する。また、支援コーディネーターは地域ブロックの中心的役割として、関係施設・機関と連携を図る。	継続	保育課
4 重- 12	保育・地域支援の質の確保と向上 保育園における支援コーディネーターの充実を図り、良質な保育サービスの提供や支援コーディネーターとしての質の向上をめざす。	継続	保育課
5 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） <i>1-1-2、(再掲)1-2-2、4-4</i>	継続	児童青少年課
6 重-9	子育て家庭への情報提供の充実（再掲） <i>3-2-2 (4)</i>	継続	秘書広報課 子育て支援課 保育課 関係各課
7	乳幼児とふれあう場づくりの推進（再掲） <i>2-1 (再掲)3-2-2-(2)</i>	継続	子育て支援課 保育課 教育指導課
8 重- 13	一時保育の充実 リフレッシュ型の一時的保育希望にも対応できるように、公立保育園での一時保育の実施を拡充する。増大するニーズに対応できるように、民間活力の導入や施設整備計画とも連動して事業を実施する。一時保育の利用手続きを簡略化し、より利用しやすいものにする。	継続	保育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
9 重 -13	病後児保育の充実 病後回復期の子どもを預かる病後児保育事業（市内2か所で実施）について、施設を活用した情報提供等の検討を含め、一層の充実を図る。病後児保育事業実施施設にコーディネート機能を付与し、送迎サービス等、家庭の状況に応じて最適なサービスを提供するネットワーク事業を検討する。	継続	子育て支援課
10 重 -13	病児保育の実施 医療機関附置の病後児保育室で病児を受け入れることを実施していく。	新規	子育て支援課
11 重 -13	休日保育の検討 保護者の就業形態の多様化から、仕事と子育ての両立支援として、日曜日や祝日の休日保育の実施検討を推進する。	継続	保育課
12	ショートステイ事業^{注1)}の充実 児童養護施設における短期宿泊型保育事業について、地域のニーズに対応できるように、施設や他組織と連携を図りながら充実する。	継続	子ども家庭支援センター
13	学童クラブ運営の充実 小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業に移行し、小学校3年生までを現施設で保育することや、就労家庭・ひとり親家庭等の保護の必要な子どもの保育環境を整備すること、時間延長の検討、サービスの充実を図るための運営のあり方について見直していく。 環境が整備された学童クラブ施設の開放を基本として、午前中は乳幼児とその保護者のために開放し、子ども同士の遊び場や保護者たちの仲間づくりを支援する。 また、老朽施設の改善と事業内容を充実するため、施設整備をすすめる。	継続	児童青少年課
14	ファミリー・サポート・センター事業の充実（再掲） 3-2-1	継続	子ども家庭支援センター (社会福祉協議会)
15	出産直後及び里帰り出産後の支援の充実 「こんにちは赤ちゃん訪問」や育児支援ヘルパー派遣制度等を活用して、出産直後及び里帰り出産後の家事や子どもの世話などを支援するシステムを充実する。	継続	子ども家庭支援センター 健康課
16	ホームヘルパー派遣^{注2)}事業の推進 育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。(再掲) 4-1-4	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)

注1) ショートステイ事業：保護者が病気等で、子どもの面倒をみるできない場合、児童福祉施設等で短期間（7日間程度）子どもを預かる制度。

注2) ホームヘルパー：居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
17 重 -13	在宅児への一時保育サービス等の充実 子どもが保育園や幼稚園へ通っていない子育て家庭が利用できる一時保育の拡充、子育て親子の交流の場の提供、子育て相談の充実、保育サービス情報の提供など、在宅で子育てをしている家庭への子育てサービスの充実を図る。	継続	子ども家庭支援センター 保育課 児童青少年課
18 重 -13	保育園の入所枠の拡大 現在、市内保育園の待機児はほとんどが0～3歳児のため、既存の保育園での0～3歳児受入枠を拡充し、待機児の解消を図る。	継続	保育課
19 重 -13	認証保育所^{注1)}等の拡充と保護者助成の充実 待機児解消のため認証保育所等の受入枠を拡大するとともに、保護者の負担を軽減するため保護者助成の充実を図る。	継続	保育課
20 重 -13	私立幼稚園の預かり保育推進等の検討 待機児の解消を図るため、私立幼稚園の預かり保育推進等について検討する。	新規	子育て支援課
21	就園奨励事業^{注2)}の推進 私立幼稚園での幼児教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、就園奨励の充実・推進について、国、都に働きかける。	継続	子育て支援課
22	私立幼稚園運営助成の充実 私立幼稚園の運営助成の拡充について検討するとともに、国・都に働きかける。	継続	子育て支援課
23	駅周辺への乳幼児施設設置の検討 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などに配慮し、交通アクセスのよい場所への乳幼児の相談、一時保育、たまり場の設置を検討する。	新規	子育て支援課
24	出前児童館の充実（再掲） 1-2-2	継続	児童青少年課
25	育児休業相談・支援事業の検討 育児休業の奨励や子育てに理解があり、子どもにやさしい職場環境整備を推進している企業を表彰し、その支援を検討する。	新規	協働コミュニティ課 産業振興課
26	父親の育児参加の推進（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(1)	継続	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 健康課 公民館
27	労働時間短縮（勤務時間短縮等の周知・支援）の推進（再掲） 3-1	継続	産業振興課

注1) 認証保育所：東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと

注2) 就園奨励事業：私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う事業。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
28	再雇用制度に対する情報提供の充実 出産・育児による離職者が、職場への復帰や再就職がしやすくなるように、雇用情報の提供を充実する。	継続	協働コミュニティ課 産業振興課
29	母子福祉資金貸付事業の推進 ひとり親家庭の子育て負担を軽減するため、母子福祉資金貸付事業を継続する。	継続	子育て支援課
30	国、東京都等の補助活用の推進及び制度変更等への対応 子育て支援にかかる国や都の補助制度等の活用を促進する。また、国、東京都等の制度変更等に対しては、必要に応じた子育て支援策を検討、実施する。	継続	子育て支援課 関係各課
31	子どもの医療費の負担軽減 子どもの保健の向上と健やかな育成を図るため、子どもに係る医療費の一部を助成することによって子育て支援に資する。	継続	子育て支援課
32	子ども手当の実施 国が創設する子ども手当を支給することにより、子育て期の親の経済的負担を軽減する。	新規	子育て支援課

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

障害のある（障害の可能性がある）子どもを育てる家庭に対し、ノーマライゼーション^{注1)}を基本に地域の中で、障害のあるなしに関わらず一緒に育つという視点で、施策を進めます。可能な限り、保育所での保育、幼稚園での教育、児童館等を利用しながら放課後、余暇活動の充実など地域との結びつきを強め、健常児との交流をすすめていきます。

また、子ども総合支援センターにおいて、障害のある子どもへの療育・相談事業、教育的支援の充実に取り組むと同時に、乳幼児から学齢期まで成長過程に応じた切れ目のない支援の体制を整えるために、支援コーディネーター（専門相談員）を設置し、医療・福祉・教育の連携を図ったトータル相談（コーディネート支援）を実施します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重- 11	子ども総合支援センターの充実（再掲） 4-1-1	継続	子ども家庭支援センター 保育課 健康課
2 重- 15	相談から、フォローアップ ^{注2)} までを行う事業の展開 相談からフォローアップまでを総合的に支援するため、子ども家庭支援センターに支援コーディネーター（専門相談員）を配置し、医療・福祉・教育機関と連携して、支援を必要とする子どもへのトータルの支援を実施する。	継続	健康課 子ども家庭支援センター
3 重- 14	障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実 子ども総合支援センターでの療育・リハビリを提供する。	継続	子ども家庭支援センター
4 重- 14	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進（再掲） 3-2-2 (3)	継続	障害福祉課 子ども家庭支援センター 教育支援課
5 重- 14	障害児保育 ^{注3)} の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実と推進） 保育園での入所型障害児保育の充実及び通所型障害児保育の検討を推進する。また、学童クラブの利用の推進と、児童館での放課後活動事業を促進する。指導相談の充実に努める。	継続	保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
6 重- 14	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進 障害のある子どもの幼稚園入園や、入園後の支援を検討する。	新規	子育て支援課
7 重- 14	障害児放課後活動としての常設場確保 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。学齢児対象としては、児童館での放課後活動を推進する。	継続	障害福祉課 子育て支援課 児童青少年課

注1) ノーマライゼーション：ある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件をできるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにする）こと。

注2) フォローアップ：助けること。

注3) 障害児保育：療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
8 重 -14	障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 障害のある子どもとその家族へ、必要に応じて介護及び家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。	継続	子育て支援課
9 重 -14	緊急入所事業の実施 障害のある就学児童とその家族を対象とした施設緊急一時保護事業を活用することにより、緊急時の支援をする。	継続	障害福祉課
10 重 -14	障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施 障害のある子どもを育てる親の負担を一時的に緩和すること（レスパイトケア）により、その後の子育ての活力を回復するため、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施する。	継続	障害福祉課
11 重 -14	特別支援教育の充実 障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努める。 中学校の通級制度を開設する。 小学校において巡回指導員、保護指導員配置事業を実施し、通常学級で学ぶ障害のある児童への対応を図る。	継続	教育企画課 教育指導課
12 重 -14	特別支援学校^{注1)}の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取り組みの充実 市外にある特別支援学校通学者やその保護者に、地域情報提供の充実と地域との結びつきを強める取り組みの充実を図る。	継続	関係各課
13 重 -14	障害者、異年齢世代との交流事業の推進 障害のある子どもも、健常児も、年齢に関わりなく交流することで、情報交換とノーマライゼーションの啓発を図る。	継続	障害福祉課 子ども家庭支援センター 保育課 児童青少年課
14 重 -14	障害児がいる世帯への手当（児童育成手当（障害手当）^{注2)}・特別児童扶養手当^{注3)}）の充実 児童育成手当、特別児童扶養手当の充実等、障害児がいる世帯への支援の充実を国や都に働きかける。	継続	子育て支援課

注1) 特別支援学校：従来の盲・ろう・養護学校のこと。平成19年4月の学校教育法の改正により名称変更。

注2) 児童育成手当(障害手当)【都制度】：知的障害のあるまたは身体障害のある20歳未満の者(身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3級程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)を養育する人を対象とした補助制度。

注3) 特別児童扶養手当(障害手当)【国制度】：精神または身体に障害のある20歳未満の者(身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3級程度及び知的障害等)を養育している人を対象とした補助

4-1-3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

今後増加していくことが考えられる外国籍の子どもや帰国児童・生徒が、人間形成の大切な時期に、西東京市で充実した環境の中で、暮らしていけるような支援を引き続き推進します。外国籍の子どもや帰国児童・生徒に対し、学校への通訳派遣、個別の学習指導や日本語指導、外国語本の充実などの施策を推進するとともに、就学児保護者に対し、外国語でのパンフレット作成や翻訳サービスを充実します。

また、地域における日本人家庭との交流や地域の行事や催しなどへの参加が促進されるよう、NPOなどとの連携も視野に入れながら支援システムを構築していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実 外国人や帰国児童・生徒に対し、パンフレット等の配布による日本語講座の紹介、学校への日本語指導員の派遣事業、年間を通じて通級 ^{注1)} できる日本語適応教室 ^{注2)} の実施形態の見直しと利用促進を図る。	継続	教育指導課
2	個別に指導できる指導者の確保 学校での学習内容を個別に補助できる指導者の確保を推進する。	継続	教育指導課
3 重-4	外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実 既存の外国語のパンフレット・冊子等の情報提供を、外国人登録者数等の変化に応じて継続して整備する。	継続	文化振興課 関係各課
4	外国語本の整備の推進 外国語の絵本など、外国語の本の整備・提供を充実する。	継続	図書館
5	外国語の翻訳サービスシステムの充実 保育園や幼稚園、学校などから配布されるさまざまな資料や書類を、外国語に翻訳をするサービスを検討する。	継続	文化振興課

注1) 通級：普段は自分の学校で学習し、1週間に数回決められた時間に通って指導を受けること。

注2) 日本語適応教室：日本語を話すことができない児童・生徒を対象として、年間を通じて通うことができる教室。

4-1-4ひとり親家庭の支援

子育ての役割を両親が分担できる家庭であっても、さまざまな支援が必要な現代において、ひとりの親で子育てをする家庭には、さらに手厚い援助が必要になります。子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えているひとり親家庭が、自立し地域のなかで安心して子育てしていくために、行政内部の調整や連携を図りながら、ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパー派遣事業の推進、給食サービスなどの生活支援策を推進するほか、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。

番号	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	母子自立支援プログラム策定事業の推進 母子家庭の生活の自立と安定のために母子自立支援プログラム策定事業を推進する。 就業支援・相談体制等、母子家庭が地域の中で安心して子育てできるよう支援していく。	継続	子育て支援課
2	ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲） 4-1-1	継続	子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	母子家庭自立支援給付金支給事業の推進 母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業と母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業を実施する。	新規	子育て支援課
4	母子保護の実施 母子家庭の生活自立のための支援を実施する。	継続	子育て支援課
5	ひとり親家庭等医療費助成事業の充実 ひとり親家庭等の親や子どもが通院又は入院による治療を受けた場合、費用の一部を助成する制度の充実を都に働きかける。	継続	子育て支援課
6	母子家庭就学支度金貸付事業の充実 母子家庭福祉資金の就学支度資金貸付の充実を国や都に働きかける。	継続	子育て支援課
7	児童扶養手当^{注1)}・児童育成手当（育成手当）^{注2)}の充実 児童扶養手当、児童育成手当の充実を国や都に働きかける。	継続	子育て支援課

注1) 児童扶養手当【国制度】：母子家庭などの状態にある児童を養育している人を対象とした補助。

注2) 児童育成手当（育成手当）【都制度】：ひとり親家庭等の状態にある児童(18歳に達する年度の末日まで)を扶養している人（父または母が重度の障害を有する場合も含む）を対象とした補助制度。

4-2 保健・医療

4-2-1 母子保健体制の整備・充実

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。また、虐待や子育てへの悩みに対応できるように、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めていきます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握し必要な支援を切れ目なく行うためには、行政各部署や関係施設との連携を密に強化することが重要です。西東京市健康づくり推進プランとの整合性を図りながら、母子保健事業を統一的に実施できるよう、連携のしくみを構築していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重- 15	新生児訪問等の推進 「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、新生児・保護者の心身の状況及び養育環境の全件把握に努めるとともに、子育てに関する情報提供をおこなう。連絡が取れないすべての家庭に継続的に働きかけ、健康や発達等の状況を把握する。	継続	健康課
2 重- 15	訪問型相談の充実 「こんにちは赤ちゃん訪問」や健診未受診者及び必要な子どもについて実施している訪問型相談について、他機関や関係施設との連携を強化し、産後うつ・虐待などの未然防止・早期発見・解決と、子どもの成長発達の促進を図る。また、乳幼児の家庭への家事援助支援のしくみを構築する。	継続	健康課 子ども家庭支援センター 子育て支援課
3 重- 15	母子保健と保育の連携強化 新生児訪問や乳幼児健診などの母子保健事業と市内関係機関や施設との連携を強化し、妊娠から出産、子育て不安や小児疾患、障害、児童虐待、養育力不足などの要保護児童や家庭に対し、切れ目のない支援を実施する。また、母子保健事業を子育て支援事業において統一的に行えるよう、行政組織のあり方を見直す。	継続	健康課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター
4	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進 地域における妊娠期からの切れ目のない支援を展開するために、母子健康手帳を地域子育て支援センター(基幹型保育園)などで交付することを実施に向けて検討する。また、乳幼児健診を活用した健康教育・相談、情報提供を推進する。また、健診内容の統一を図るためのマニュアル整備、他部門(子育て支援、社会教育、学校、保育園等)との連携の推進、受診しやすいしくみと受診率低下の防止、育児グループの開催等、多角的に事業を実施する。	新規・継続	健康課 保育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
5	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(1)、3-2-2-(2)	継続	子ども家庭支援センター 健康課 公民館 子育て支援課
6	育児・子育て相談事業の充実（再掲） 3-2-2-(3)、(再掲)3-2-2-(4)	継続	子ども家庭支援センター 健康課 保育課 児童青少年課
7	予防接種についての普及啓発の充実 予防接種の重要性を啓発することで接種率を高め、乳幼児の健康を促進する。予防接種未接種者への勧奨を徹底する。	継続	健康課

4-2-2 医療

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	かかりつけ医の推進 1歳6か月児医科健診の個別化に伴い、母子保健とかかりつけ医との連携の重要性が高まっている。専門相談と個別支援が円滑におこなえるようなシステムを構築していく。	継続	健康課
2	かかりつけ歯科医の推進 1歳6か月児歯科健診の個別化に伴い、必要性が一段と高まった「かかりつけ歯科医」を推進するとともに、小学校・中学校の学校歯科保健を充実することで、子どものむし歯予防に努める。	継続	健康課 学校運営課
3	小児救急医療体制の充実 北多摩北部医療圏との連携により、小児科医師のいる救急医療機関を確保し、小児救急医療体制の充実を図る。	継続	健康課
4	産科のある医療機関とのネットワークの充実 市内外の産科のある医療機関との連携を強化し、母子の健康管理・養育支援を充実する。	継続	健康課
5	保健所との連携強化による母子保健サービスの推進 保健所と母子保健担当部署等の連携・協働により、効率的・効果的なサービスを提供する。	継続	健康課
6	アレルギー相談の実施 乳幼児健康診査・育児相談等で寄せられる、子どものアレルギーに不安や悩みを持つ親からの相談に対し、適切な情報提供や栄養相談などの支援を実施する。	継続	健康課
7	心身の思春期相談事業実施の検討 第二次性徴による心身の変化に対し、気軽に相談できる場の整備を検討する。	新規	子ども家庭支援センター 健康課

4-3 教育

子どもたちが、生活上の知識を持ち、社会的な課題への興味や考え方を培うことは社会の一員になるうえで必要です。教育行政では西東京市教育計画（平成 21 年度～平成 25 年度）に基づき、学習活動を通じて子育てや子育て家庭を支援する、さまざまな施策が展開されています。子どもたちが人間性豊かに成長するために、学校教育の中でも、教科の知識に留まらず、消費者教育^{注1)}、環境教育^{注2)}、国際理解教育、メディアリテラシーなど、よりよい生活者を育てる教育の充実をすすめていきます。また、学校と地域、市内の学校関係者同士が連携を深め、子どもが過ごしやすい環境づくりを整えていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1	子どものための消費者教育の推進 現在実施されている子どものための消費者教育の充実を図るとともに、中・高校生を対象にキャッチ商法 ^{注3)} などの事例を提示し、子どもへの啓発活動に努める。	継続	協働コミュニティ課 教育指導課
2	環境教育の推進 学校における総合的な学習の時間を中心に環境教育を実践し、みどりのカーテン ^{注4)} づくりなどを通じて市内の自然環境への関心や保全への取り組みを推進する。 (再掲)4-4	継続	環境保全課 教育指導課
3	国際理解教育の推進 我が国の伝統や文化を尊重し、外国の文化や芸術とのふれあいや外国人との交流を深めるなど、国際理解教育を推進する。	継続	文化振興課 教育指導課
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進（再掲） 1-2-3	継続	教育指導課
5	人としての権利を尊重する教育の推進（再掲） 1-1-2	継続	文化振興課 協働コミュニティ課 教育指導課
6	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化（再掲） 1-1-3	継続	教育支援課
7	西東京市教育関係者連絡会議の検討 公・私立学校の関係者を中心とした情報交換の場の設定など、公立、私立一緒の場で、西東京市における教育について、定期的に話し合う場を検討する。	新規	教育企画課

注1) 消費者教育：消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。

注2) 環境教育：人間と環境との関わりについての学習のこと。

注3) キャッチ商法：駅周辺、商店街等でアンケート調査などと声をかけ、喫茶店や事業所に連れて行き契約をさせる商法のこと。キャッチセールスともいう。

注4) みどりのカーテン：つる性の植物を壁つたいに高く這わせる栽培方法のこと。室内の温度を下げるだけでなく、周辺環境の気温低下にも貢献できる。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
8	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進 公立・私立の垣根を超えて、保育園や幼稚園、小学校、中学校との交流の機会を推進し、発達障害・要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。 要保護児童対策地域協議会の場も有効に活用していく。	継続	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育課 教育支援課
9	地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1、(再掲)3-2-1	継続	社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課
10	学校へのパソコン設置の充実 学校でのパソコン活用環境をインターネットに接続できたり、自主的に使用できる時間の確保など内容を充実するとともに、ネットワーク社会に対応できるような指導の充実を図るため、教員のICT環境の充実及び活用支援を実施していく。	継続	教育指導課
11	学校図書館の充実 各校の蔵書の更新・拡充を計画的にすすめ、地域の学習センター機能の充実を図るとともに、選書や運営等への子ども参加を推進する。	継続	学校運営課 教育指導課
12	図書館事業の拡充 子どもたちの心の成長にとって大切な本への関心を図るため、読み聞かせ事業、所蔵図書の充実に努める。	継続	図書館
13	図書館、学校図書館のネットワーク化の推進 図書館から学校図書館への本の貸し出し、図書館から学校への図書の情報提供など、地域の図書館と学校図書館の連携を推進する。	継続	教育指導課 図書館

4-4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

子どもたちが安全に過ごせるまちや地域であれば、子どもや子育て家庭をはじめ、さまざまな年代の人々が豊かに暮らせ、まちや地域は発展的に続くことができます。施設の整備を行う際には、子ども連れや妊娠している方の利用に配慮するよう努め、子育て家庭を含め全ての家庭にとって住みやすいまちづくりを目指します。

西東京市では、子どもにとって安全なまちとなるように、地域住民との協力によって子どもの緊急避難所事業、通学路への安全施設の整備、交通安全教育などを実施しています。今後はさらに行政内部の調整や連携体制について、検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
1 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） 1-1-2、(再掲)1-2-2、4-1-1	継続	児童青少年課
2 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲） 1-2-2、(再掲)3-2-2-(2)	継続	児童青少年課 社会教育課
3 重-16	防犯対策の充実（再掲） (再掲)1-2-1	継続	児童青少年課 教育指導課 危機管理室 (警察)
4 重-16	子どもと子育て家庭の防災防犯安全を確保する事業の推進 (再掲)1-2-1	継続	児童青少年課 危機管理室
5 重-16	通学路、通園路の安全確保の充実 子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員や交通安全協力員の充実を図る。 大型土地開発等により変化する子どもの通学路の安全性に配慮し、交通擁護員の配置時間等の改善などを継続的に実施する。	継続	教育企画課 道路管理課
6	園庭開放の推進（再掲） 3-2-2-(2)	継続	保育課
7	屋外の遊び場の充実（再掲） 1-2-2	新規	児童青少年課 みどり公園課
8	身近にボール遊びのできる場所の検討（再掲） 1-2-2	継続	みどり公園課 スポーツ振興課 児童青少年課
9	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1(再掲)1-2-2、3-2-2-(1)	継続	児童青少年課 社会教育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期	担当課
		後期	
10	地域の子育て意識の醸成（再掲） 3-1	継続	子育て支援課 児童青少年課
11	交通安全教育の推進 各校で年間の指導計画を作成している交通安全教育について、計画的に取り組みむとともに、家庭教育との連携を図る。	継続	教育指導課
12	コミュニティバス ^{注1)} の充実 交通不便地域・バス空白地域等の解消や交通弱者の移動手段の確保に努める。	継続	都市計画課
13	環境教育の推進（再掲） 4-3	継続	環境保全課 教育指導課
14	子ども施設、遊び場マップ等作成の検討（再掲） 3-2-2(4)	新規	子育て支援課
15	親子施設見学会の検討 市内にある公共施設や公園、運動施設等を広く知ってもらうため、親子がともに学べる見学会の開催を検討する。	新規	子育て支援課 関係各課
16 重-5	子どもに関わる制度や事業の評価推進 市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業について、計画の理念に照らし合わせた定期的な評価を、子ども福祉審議会を中心に実施し、質の向上を図る。	新規	子育て支援課

注1) コミュニティバス：地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に運行している。

資料

西東京市子ども福祉審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	選 出 区 分
いはら ひでひこ 猪原 英彦	人権擁護委員
うめむら きよら 梅村 浄	西東京市医師会代表
くりはら ひろし 栗原 博	東京都小平児童相談所
こばやし ゆきえ 小林 幸枝	西東京市私立保育園長代表
さいとう のぶちか 齋藤 喜親	西東京市医師会代表
さいとう むつみ 齋藤 睦	西東京市社会福祉協議会代表
はまの まさあき 濱野 雅章	西東京市私立幼稚園長代表
ふるかわ ゆうこ 古川 祐子	西東京市主任児童委員
まつしま いくこ 松島 郁子	東京都多摩小平保健所
もりさき まさかず 森崎 正和	東京都立田無特別支援学校
もりた あけみ 森田 明美	大学教授
もろおか ひろし 諸岡 浩	西東京市立小学校長代表

専門委員（子育て支援計画及び次世代育成支援行動計画の後期見直しについて）

ながさわ みずほ 永澤 瑞穂	公募市民
はやし よりこ 林 頼子	公募市民

計画見直しの経過

(1) 子ども福祉審議会及び作業部会における審議・検討の経過

	回	日時	主な内容
審議会	第3回	20年11月19日	後期計画の策定について(諮問)、今後の進め方、市民委員の公募について
審議会	第4回	21年2月16日	計画期間の見直し、見直しの視点、見直しの作業について
審議会	第1回	21年5月18日	ニーズ調査の概要、計画進捗状況調査の実施について
作業部会	第1回	21年5月18日	今後の作業部会の進め方について
審議会	第2回	21年6月25日	目標事業量と事業進捗状況調査について
作業部会	第2回	21年8月3日	庁内ヒアリング
作業部会	第3回	21年8月7日	庁内ヒアリング
作業部会	第4回	21年8月10日	庁内ヒアリング
審議会	第3回	21年8月28日	庁内ヒアリング結果について
作業部会	第5回	21年10月23日	子どもの権利に関する条例策定委員会委員ヒアリング
審議会	第4回	22年1月14日	後期計画案について
市民説明会		22年2月7日	後期計画案に関する市民説明会(午前・午後)
審議会	第5回	22年2月25日	パブリックコメントへの回答について・計画案の確定について

(2) 作業部会による、子育て支援施設利用者アンケート及び子どもアンケート 実施状況

	回	日時	主な内容	
作業部会	第6回	21年10月23日	子育て支援施設利用者ヒアリング・アンケート(のどか・ピッコロ)	合計354通回収
		10/26~11/5	子育て支援施設利用者アンケート	
作業部会	第7回	21年11月18日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)	
作業部会	第8回	21年11月21日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)	
作業部会	第9回	21年11月22日	子どもアンケート(いこいの森公園・ボール広場)	
作業部会	第10回	21年11月23日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)	
作業部会	第11回	21年11月25日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)	
作業部会	第12回	21年11月27日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)	
作業部会	第13回	21年11月29日	子どもアンケート(いこいの森公園・ボール広場など)	合計263通回収
作業部会	第14回	21年12月1日	子どもアンケート(いこいの森公園・ボール広場など)	
作業部会	第15回	21年12月2日	子どもアンケート(小学校・放課後校庭開放など)	
作業部会	第16回	21年12月7日	子どもアンケート(児童館など)	
作業部会	第17回	21年12月8日	子どもアンケート(児童館など)	
作業部会	第18回	21年12月9日	子どもアンケート(児童館など)	
作業部会	第19回	21年12月10日	子どもアンケート(児童館)	

■用語解説■ (50音順)

用 語	意 味
育児学級	ミニ講座を開くとともに、親同士の交流を図ることによって、育児の楽しさや育児不安の解消を目的としたもの。
育児休業	乳児、幼児の養育のため、従業員が雇用関係を維持したまま一定期間休業すること。
一時保育	1歳から就学前の子どもを対象に、断続的就労・冠婚葬祭・育児疲れのリフレッシュ等様々な理由で、一時的に家庭で保育ができなくなったときに、昼間、保育園で預かる制度。
インターンシップ	学生による企業での実習。
NPO	Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。ボランティア活動や社会貢献活動を通じて、地域や社会の問題を解決しようとする団体。1998年に成立したNPO法は、法人格の付与等により、このような団体の活動を促進することを目的としている。
延長保育	通常の保育時間以上に行われる保育のこと。女性の職域拡大や就労形態の多様化によって生じる保育ニーズに対応することを主な目的としている。西東京市のすべての保育園で実施されている。
園庭開放	地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園等の園庭を開放すること。
オンブズパーソン	子どもの権利侵害に関して相談を受け、救済や回復につなげる救済機関。
かかりつけ医	普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。
かかりつけ歯科医	かかりつけ歯科医とは、治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医のこと。
学童クラブ	放課後帰宅しても、保護者が働いていたり、病気で面倒をみてもらえない小学校低学年（1年～4年）までの児童を対象に、遊びを中心とした活動を通して生活指導を行う施設。
家庭教育	家庭で行われる意図的・無意図的な教育のこと。基本的生活習慣の形成やしつけなどを指すこともある。
環境教育	人間と環境との関わりについての学習のこと。

用語	意味
キッズページ	西東京市のホームページにある、子どものためのページ。市のことをわかりやすく説明し、市のことをよく知ってもらうことを目的としている。掲載内容には、市の紹介、市のあゆみ、市役所の仕事、イベント情報、児童館の紹介、地図で学ぼう、なやみごと相談室、調べ学習リンク集などがある。
キャッチ商法	駅周辺、商店街等でアンケート調査などと声をかけ、喫茶店や事業所に連れて行き契約をさせる商法のこと。キャッチセールスともいう。
休日保育	日曜、祝日に家庭での育児が困難な時や、保護者が働いている場合に保育を行う制度。
子ども総合支援センター	子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターと、発達支援を行うこどもの発達支援センターの機能を併せ持つ施設で、西東京市のこども施策の拠点となる。
子育て・子育て	「子育て」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指す。一方、親による「子育て」がある。
子育てひろば	子ども家庭支援センターや児童館等において、0～3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う。
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2006年12月現在で193の国と地域が締結している。前文と本文54条からなり、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。
子ども110番 ピーポくんの家	子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき、子どもの避難所として登録した家、店が保護する。西東京市の各小中学校PTA・保護者の会及び青少年育成会が中心となってすすめている。
コミュニティバス	地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に運行している。
里親制度	保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。
児童委員	子育てや子どもに関する悩みごとや心配ごとなどの相談にのり、市役所や児童の関係機関と協力して手助けしている。児童福祉法にもとづき委嘱されている。民生委員が兼ねることとされている。

用語	意味
児童育成手当 【都制度】	○障害手当 知的障害のあるまたは身体に障害のある20歳未満の者(身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)を養育する人を対象とした補助制度。 ○育成手当 ひとり親家庭等の状態にある児童(18歳に達する年度の末日まで)を扶養している人(父または母が重度の障害を有する場合も含む)を対象とした補助制度。
児童館	児童福祉法にもとづく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的としている。児童の遊びやスポーツ、工作、音楽などの健全育成活動のほか、母親クラブの育成、幼児の親子活動の開催、放課後児童健全育成事業等の活動が行われている。
児童扶養手当 【国制度】	母子家庭などの状態にある児童(18歳に達する年度の末日まで、ただし、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害のある場合は20歳未満)を養育している人等を対象とした補助。
就園奨励事業	私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う国の補助事業に連動した事業。
障害児保育	療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。
ショートステイ事業	保護者が病気等で、子どもの面倒をみるできない場合、児童福祉施設等で短期間(7日間程度)子どもを預かる制度。
消費者教育	消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。
スキップ教室(適応指導教室)	不登校やいろいろな理由で学校に行けないときに通うことができる教室。対象は、小学校高学年から中学生。学習(復習が中心)、自主活動(スポーツ、パソコン、ゲーム、創作など)を行う。
スクールカウンセラー	いじめや不登校など、心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために各学校に配置されたカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、職員、保護者からの相談を担当する。
青少年育成会	青少年の健全育成のために活動している団体。小学校区ごとにあり、総称を「西東京市青少年育成会」という。各育成会の活動として、まつり、スポーツ大会、もちつき大会などの行事や通学路の安全点検、防犯パトロールなどを行っている。

用語	意味
ソーシャルワーク	社会福祉の専門的援助技術のひとつ。カウンセリングのように悩みを聞くだけでなく、社会資源を用いて解決を図る技術。
総合型地域スポーツクラブ	拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の会員で構成される組織のこと。
地域子育て支援センター	地域の子育て支援の拠点として、地域の子どもや子育て家庭に対する支援活動を行う。基幹型保育園と連動したものとし、保育園スタッフが支援を実施する。
地域通貨	市民の手で作る出す通貨のこと。限られた地域の範囲でしか使うことができない。多くの場合は、NPO等の市民団体が、ボランティア活動や地域社会への貢献を評価する道具として利用し、それらの活動を活性化させることを目的に発行している。
通級	普段は自分の学校で学習し、1週間に数回決められた時間に通って指導を受けること。
通所型保育	保護者の就労等に関わらず、保育園へ通い、他の保育園児と同様に行う保育のこと。「入所型保育」に比べて、保育時間は短い。
出前児童館	主に土曜日や長期休業日に、計画的に公民館や学校などに出向き、集団遊び活動やものづくりなどを実施する活動のこと。
特別児童扶養手当【国制度】	精神または身体に障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3度程度及び知的障害等）を養育している人を対象とした補助。
特別支援学校	従来の盲・ろう・養護学校のこと。平成19年4月の学校教育法の改正により名称変更。
ニート	Not in Employment, Education or Training の略。イギリスで名づけられた言葉で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。日本ではこのほかに、就労意欲を喪失し、または奪われているという意味で用いられることが多い。ニートは、フリーターとは違い就職活動をしなことから、ハローワークや公的機関経由の接触や実態把握も困難で、ここにニート対策の難しさがある。
日本語適応教室	日本語を話すことができない児童・生徒を対象として、年間を通じて通うことができる教室。
入所型保育	保護者が就労等のため、その子どもを保育することができない場合に、保育園に入園して、保護者に代わって保育園が行う保育のこと。

用語	意味
認証保育所	東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと。認証保育所の種類は、A型の駅前基本型（20人～120人定員）とB型の小規模・家庭的保育所（6～29人定員）の2種類ある。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件をできるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにする）こと。
母親学級	はじめて出産を迎える妊娠5～8か月の妊婦を対象とした講習会。内容は、妊娠中の経過と生活、歯の健康、マタニティエクササイズ、栄養のお話、出産・育児について、沐浴実習、マタニティクッキング、食事診断によるアドバイスなどがある。
発達障害（児）	人の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）などがある。障害の程度が軽く、一見普通と変わらない子どもたちを「軽度発達障害児」と呼ぶ。 障害がわかりにくいので社会での認知度が低く、わがままや育て方（しつけ）の問題とされてしまうことが少なくない。生活上の問題は決して軽度ではなく、適切な対応・療育・教育が求められる。
ひきこもり	さまざまな要因が重なって、社会参加の場がせばまり、就労や就学など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる状態のことで、精神疾患に伴うひきこもりとは別けて「社会的ひきこもり」と呼ばれる。厚生労働省ガイドラインでは、「自宅に引きこもって社会参加しない状態」とある。
ピッコロひろば	0～3歳の子どもを中心とした乳幼児と、その親を対象にした西東京市の交流施設。遊具、絵本等が整備されており、その他授乳室、お昼寝室、乳幼児対応型トイレがある。申し込みをすると、施設の一部を子育ての会議などに利用することができる。西東京市には他に「のどかひろば」がある。
ひとり親家庭等医療費助成事業【都制度】	ひとり親家庭等の状態にある児童（18歳に達する年度の末日まで、ただし、定められた程度の障害がある場合は20歳未満）とその養育者が、医療保険による診療を受けた場合、医療費の一部を助成する。
病児・病後児保育	子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時に子どもを預かる事業。西東京市では、医療機関へ実施運営を委託している。
ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預りたい人（サポート会員）がお互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。

用語	意味
父母教室	父母及びこれから父母になる人を対象とした教室のこと。
プレイリーダー	プレイパークに常駐し、子どもたちが自由に遊びをするための環境を実現し、遊びの見守りや指導をする大人のこと。本計画では、プレイパークに限定せず、子どもの遊びを見守り、支援をする大人のことをいう。
放課後子どもプラン	「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）と、「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプランのこと。
ホームヘルパー	居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。
東京都母子福祉資金貸付事業【都制度】	都内に6か月以上居住していて、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母等を対象とした貸付制度。修学、技能習得、就職支度、生活資金等の貸付を行う。
民生委員	社会福祉に関して困ったことや心配なことがある場合には相談にのり、市役所や関係機関と協力して手助けする。民生委員法にもとづき、委嘱されている。民生委員は、児童委員を兼務している。
メディアリテラシー	メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力のこと。
養育家庭・里親制度	保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では、養育家庭制度という。
両親学級	初妊婦及びその配偶者を対象とした、沐浴実習を中心とした講習会。半日の平日コースや土曜コースがある。

目 標 事 業 量

目標事業量

本計画における目標事業量及び、現在の進捗状況は次のとおりです。

事業項目と概要	事業量		
	20年度 実績	目標事業量 (平成21年度目標値)	目標事業量 (平成26年度目標値)
①通常保育事業 【標準の開所時間が7時から18時までの11時間の保育】	・設置箇所数 22 市立17園(公設民営2園) 私立 5園 ・総定員 2,104人 ・利用者人数(H21.3.1) 2,265人 (うち管外受託児47人 管外委託児51人)	*定員数(2,124人)	*定員数(2,232人) (*受入人数は2,338人を予定)
②特定保育事業 【就学前児童を対象に週2,3日程度または午前か午後など必要に応じて柔軟に利用できる保育サービス】	・なし	・一時保育及び認証保育事業で対応し、特定保育事業は実施しない。	・一時保育及び認証保育事業で対応しつつ、特定保育事業についても検討していく。
③延長保育事業 【通常の保育時間以上に行なわれる保育。女性の職域拡大や就労形態の多様化によって生じる保育ニーズに対応することを主な目的としている。】	・設置箇所数 22園 18時15分～19時15分 13園 18時15分～20時 4園 18時～19時 5園 ・延べ利用者数 62,150人	*設置箇所数(22箇所)(定員の設定なし)	*設置箇所数(22箇所)(定員の設定なし)
④夜間保育事業 【開所時間概ね11時から22時頃までの保育】	・なし	・延長保育事業や預かり育児支援事業のファミリーサポートセンター事業の充実で対応し、夜間保育事業は実施しない。	・延長保育事業や預かり育児支援事業のファミリーサポートセンター事業の充実で対応し、夜間保育事業は実施しない。

事業項目と概要	事業量		
	20年度 実績	目標事業量 (平成21年度目標値)	目標事業量 (平成26年度目標値)
⑤トワイライトステイ事業 【児童を養育している家庭の保護者が仕事その他の理由により、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童をおおむね午後5時以降午後10時まで又は宿泊で生活指導、食事の提供等を行なう。】	・なし	・延長保育事業や預かり育児支援事業のファミリーサポートセンター事業の充実に対応し、トワイライトステイ事業は実施しない。	・延長保育事業や預かり育児支援事業のファミリーサポートセンター事業の充実に対応しつつ、ショートステイ事業の拡大による実施も検討していく。
⑥休日保育事業 【日曜、祝日に家庭での育児が困難なときや、保護者が働いている場合に保育を行なう制度。】	・なし	* 設置箇所数(1箇所) * 定員数(20人)	* 設置箇所数(1箇所) * 定員数(20人)
⑦病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型) 【子どもが病気のときに、保護者に用事があるため自宅での保育が困難な場合に病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。西東京市は、医療機関へ実施運営を委託している。 (病児対応型) 当面症状の急変が認められないが、病気の「回復期に至らない場合」で、保育園や幼稚園に通園できない場合。 (病後児対応型) 子どもが病気の「回復期」であり、かつ、保育園や幼稚園に通園できない場合。】	・病後児保育施設 2箇所 ・定員数 8人 ・登録人数 1,586人 ・延べ利用人数 1,859人	* 病後児保育施設 * 設置箇所数(2箇所) * 定員数(8人)	* 病児保育施設 * 設置箇所数(1箇所) * 定員数(6人) * 病後児保育施設 * 設置箇所数(1箇所) * 定員数(4人)
⑧放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業) 【放課後自宅に帰っても保護者が働いていたり、病気で面倒を見てもらえない小学校低学年(1年から4年)までの児童を対象に、あそびを中心とした活動を通して生活指導を行なう施設。】	・設置箇所数 28 ・登録人数 1,498人(4月現在) ・延べ利用人数 253,213人	* 設置箇所数(28箇所) * 定員数(1,370人)	* 設置箇所数(34箇所) * 定員数(1,610人)

事業項目と概要	事業量		
	20年度 実績	目標事業量 (平成21年度目標値)	目標事業量 (平成26年度目標値)
⑨地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) 【身近な地域の子育て家庭の支援を行なうため、0から3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行なう。 B型:保育所等で行う子育てサークルへの支援、保育所間の連絡調整等。】	・設置箇所数 3 ・延べ利用者数 11,183人 ・相談件数 1,340人	*設置箇所数(4箇所) ・保育園に併設する「地域子育て支援センター」で実施する。	*設置箇所数(5箇所) ・保育園に併設する「地域子育て支援センター」で実施する。
(児童館) A型:保育所や児童館で行なう子育て相談、子育て啓発】	・設置箇所数 10(児童館) ・延べ参加人数 28,487人	*設置箇所数(10箇所) ・「特色ある児童館事業への変革」として児童館での幼児の親子支援を推進する。	*設置箇所数(13箇所) ・「特色ある児童館事業への変革」として児童館での幼児の親子支援を推進する。
⑩一時保育事業 【1歳から就学前の子どもを対象に、断続就労・冠婚葬祭・育児疲れのリフレッシュ等さまざまな理由で、一時的に家庭で保育が出来なくなったときに、昼間、保育園で預かる制度。】	・設置箇所 5箇所 ・定員 34人 ・登録人数 1,057人 ・延べ利用人数 7,589人	*設置箇所数(5箇所) *定員数(34人)	*設置箇所数(7箇所) *定員数(50人)
⑪ショートステイ事業 【保護者が病気等で、子どもの面倒を見ることが出来ない場合、児童福祉施設等で短期間(7日間程度)子どもを預かる制度】	平成19年5月より設置(1箇所・定員数2人) 延べ利用件数91件	*設置箇所数(1箇所) *定員数(2人)	*設置箇所数(1箇所) *定員数(2人)。定員数の増について検討していく。
⑫ファミリー・サポート・センター事業 【地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい人(ファミリー会員)と子どもを預かりたい人(サポート会員)が互いに会員になり、その会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。】	・ファミリー会員数 1,292人 ・サポート会員数 171人 ・延べ延利用件数 4,685件 ・会員紙の発行 ・養成講習会を4日間の集中講義とするなどの工夫により参加者が増加した。 ・サポート会員の連絡会で交流会を合わせて実施したことにより、参加者が増加した。	*設置箇所数(1箇所) ・援助活動時間を6:00～23:00に延長して実施。 ・サポート会員の養成など制度の充実を図る。	*設置箇所数(1箇所) ・援助活動時間を6:00～23:00に延長して実施。 ・サポート会員の養成など制度の充実を図る。

西東京市子育て・子育てワイワイプラン 後期
(西東京市次世代育成支援行動計画)

2010年(平成22年)3月発行

【発行】 西東京市子育て支援部子育て支援課

〒188-8666 東京都西東京市南町5丁目6番13号(田無庁舎)

電話 042-464-1311 (内線1522)

042-460-9841 (直通)

FAX 042-466-9666

Email: kosodate@city.nishitokyo.lg.jp

